

令和4年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 令和4年9月7日(水)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。
- ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
なお、3番 伊藤敦朗君と千田副町長から欠席の届けがありました。
これより9月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。8番 畠山一充君、9番 金一義君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営副委員長 畠山一充君の報告を求めます。
- 議会運営副委員長 畠山一充 おはようございます。私から、9月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
去る8月29日、午前10時から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、9月定例会の日程・議案等について委員会が開かれました。
今定例会の議案等は、補正予算に伴う専決処分の承認が1件、条例の一部改正議案が2件、補正予算関係議案が6件、決算認定が6件、報告が3件であります。
また、一般質問者は6名となっております。
今定例会の日程は、初日が町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑、議長発議による決算特別委員会の設置について審議したあと、各議案を委員会に付託することとし、本会議が終わり次第各常任委員会に入っております。
2日目は、一般質問を行い、終わり次第、決算について委員会審議に入っております。
最終日は、午後3時から、各委員会に付託された議案等について委員長報告のあと、討論・採決を行います。
今定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月16日までの10日間で行うことにいたしました。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 伊藤秋雄 今定例会の会期は、議会運営副委員長報告のとおり、本日から16日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、教育長、各課長、会計管理者であります。
次に、日程第3、議長の諸般報告に入ります。
この報告は、令和4年6月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し皆様のお手元に配布しております。その報告書をもって、議長の諸般報告にかえさせていただきます。そのように取り計らってご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。
日程第4、これより、町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 伊藤秋雄 これより、町長の行政報告に対する質疑を行います。
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外に対する質問、並びに8日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。
質問のある方は挙手してください。はい、6番 京極幸村君。
- 6番 京極幸村 6番、京極です。町職員の採用試験についてなんですけども、これ資料によると2回やっているように読み取れるんですけども、いつから年2回採用試験を実施しているのかお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問ですが、いつからと言うよりもその年年によって1回あるいは2回で採用試験を実施しております。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 8番 畠山です。8月の記録的な大雨のことでちょっと確認なんですけども、8月の3日と12と13が警戒レベル4が発令されたんですけども、これに関して避難とかされた住民とかおられるのでしょうか。さらに公共施設に避難した方とかもしあったら報告願います。

議長 伊藤秋雄 はい、町民課長。

町民課長 畠山孝直 畠山議員のご質問にお答えいたします。まず、土砂災害警戒情報発令されましたが、その後の気象状況等を勘案いたしまして避難指示は出しておりませんので、実際に避難した方はございませんでした。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 教育委員会に一つだけ聞きたいと思います。8月15日に成人式行っておりますけども、18歳からか20歳かどういう人達が参加されたのでしょうか。

議長 伊藤秋雄 教育課長。

教育課長 齊藤嘉生 ただ今のご質問にお答えいたします。21歳になる方々が参加されております。

4番 北嶋賢子 21歳。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 はい、8番 畠山です。もう一つ大雨に関することなんですけども、8月の12から13の時、大雨でかなり県内に大きな爪跡を残されたんですけども、農業関係で例えば水田、また畑などについて冠水とかなかったのでしょうか。そこら辺もどうか報告願います。

議長 伊藤秋雄 産業課長。

産業課長 千田浩美 ただ今のご質問についてお答えいたします。こちらの方も一応ほ場は全部回っておりますけども、冠水は確認されておりません。農家からもそういった問い合わせもございませんでした。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、2番 小柳聡君

2番 小柳 聡 2番の小柳です。ちょっと9月1日の県警機動隊の訓練についてお伺いしたいんですけども、これはたぶん防災の日に合わせて行ったと思うんですけども、これ実際どちらから企画があったのか、まあ中々このタイミングでやるのは素晴らしいなと思うんですけども、これはどちらから企画があったのか県の方からあったのか、それとも町の方からなのかちょっとお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 お答えいたします。消防にしても県警にしても、いずれにしてもそちらサイド、当局からの発案などではございません。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質疑を終わります。次に、日程第5、承認第5号から日程第13、議案第37号までの9件を各委員会に付

託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。
議事日程については配布している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案及び承認の概要について、ご説明申し上げます。

承認第5号 令和4年度八郎瀧町上水道特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて

この度の上水道特別会計補正予算の専決処分について、ご報告いたします。
去る6月13日に高度浄水処理施設内の中間ポンプが故障し、現在は残り1台の中間ポンプの運転で高度浄水処理をしている状況でございます。
中間ポンプは高度浄水処理施設の基幹設備であることから、早急に更新に係る入札及び発注をする必要があるため予算について7月5日に専決処分したものでございます。
それでは、専決処分の補正予算書1ページをご覧ください。
資本的支出に313万5千円を追加し、総額を7,671万8千円としております。
4・5ページ、資本的支出の工事請負費に高度浄水処理施設更新費313万5千円を追加しております。
議案として議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経る暇がなかったため専決処分をしたものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるものでございます。
以上が上水道特別会計補正予算(第3号)の専決処分の概要であります。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
すみません、続けてご説明申し上げます。

会議日程資料の5ページをご覧ください。
議案第30号 八郎瀧町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、一定の非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和や取得回数制限に係る規定の整備を行う必要があることから、本条例を改正するものでございます。
なお、本条例は令和4年10月1日から施行することとしております。

次に、19ページをご覧ください。
議案第31号 八郎瀧町町税条例の一部を改正する条例について
軽自動車税の身体障害者等の減免を受けようとする者の利便性を図ることから、軽自動車税の減免申請期限に係る規程を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。
なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、補正予算書をご覧ください。
議案第32号 令和4年度八郎瀧町一般会計補正予算(第3号)について
補正予算書1ページ、歳入歳出に、それぞれ1億841万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億6,360万5千円としております。

それでは歳入の主なものをご説明いたします。
8・9ページ、地方特例交付金の158万2千円の追加は、交付金の額の確定によるものでございます。
国庫支出金、総務費国庫補助金には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として4,426万6千円を追加しております。
県支出金、民生費県補助金806万円の追加は、物価高騰に伴う非課税世帯への緊急支援事業に係るものでございます。
財産収入、不動産売払収入には川口の町有地売却に係る139万円を追加しております。
10・11ページ、繰入金、介護保険特別会計繰入金に476万3千円、後期高齢者医療特別会計繰入金に172万9千円をそれぞれ追加しております。これは、令和3年度給付費などの実績による精算分でございます。
諸収入、雑入にはじゅんさいプラント栽培事業の廃止に伴い、民間事業者からの返還

金として地域経済循環創造事業交付金返還金1,309万2千円を追加しております。
続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。
12・13ページ、総務費、新庁舎建設事業費に126万5千円を追加しております。
これは、来年度以降に実施する役場庁舎東側の町道拡幅に伴う公用車車庫2台分の減築に係るものでございます。
徴税費、賦課徴収費に88万4千円を追加しております。これは、新庁舎で確定申告を行うためのパーテーション等の備品購入費であります。
14・15ページ、民生費、社会福祉総務費、負担金、補助及び交付金のエネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業助成金1,612万円の追加は、県が主導して行う物価の高騰に伴う低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、非課税世帯1世帯当たり現時点での上限額となっている26,000円を助成するものでございます。
児童措置費に総額317万1千円を追加しております。これは、令和3年度に交付された国・県支出金の実績による精算分であります。
衛生費、保健衛生費の予防費に新型コロナウイルスワクチン4回目接種の対象拡大、オミクロン対応型ワクチンの接種等に係る費用として総額199万5千円を追加しております。
16・17ページ、農林水産業費、農業振興費の1,309万3千円の追加は、じゅんさいプラント栽培事業の廃止に伴う国への返還金でございます。
18・19ページ、林道管理費に251万9千円を追加しております。これは、来年度以降に実施予定である林道天池線路面改良の実施設計に係るものでございます。
商工費、商工振興費の総額5,770万5千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者の支援、及び、物価高騰が広汎に及んでいる現状を踏まえ、町民1人当たり1万円の地域商品券を交付するためのものでございます。
土木費、道路維持舗装費の工事請負費に415万1千円を追加しております。これは、屋根下団地2号線道路及び石川線交差点の改良工事に係るものでございます。
20・21ページ、教育費、図書館費、備品購入費の50万円の追加は、令和4年3月に石井商事株式会社様から図書費としていただいた寄附に係る図書購入費であります。
22・23ページ、保健体育総務費に50万円を追加しております。これは、ソフトボールスポーツ少年団の全国大会出場などにより、不足することとなったスポーツ少年団派遣費補助金の増額でございます。
以上が一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

議案第33号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
27ページ、歳入歳出から、それぞれ79万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億4,431万7千円としております。
34・35ページ、歳入は、国庫補助金に2万3千円、特別交付金に16万5千円をそれぞれ追加し、前年度繰越金から98万5千円を減額しております。
36・37ページ、歳出につきましては、納付金額の確定により、一般被保険者医療給付費分から94万6千円、一般被保険者後期高齢者支援金等分から94万8千円をそれぞれ減額し、介護納付金分に79万7千円を追加しております。
以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

議案第34号 令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
39ページ、歳入歳出に、それぞれ208万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,201万4千円としております。
46・47ページ、歳入は、繰入金、事務費繰入金に7千円、繰越金に173万円、諸収入、保険料還付金に35万円を追加しております。
48・49ページ、歳出は、過年度分の還付金の不足が予想されるため、保険料還付金に35万円を追加しております。
以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

議案第35号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
51ページ、歳入歳出から、それぞれ13万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,752万4千円としております。
58・59ページ、歳入は、一般会計繰入金から13万5千円を減額し、60・61ページ、歳出は、下水道維持管理費の職員手当から総額で13万5千円を減額しております。
以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

議案第36号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
65ページ、歳入歳出に、それぞれ2,207万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億5,826万2千円としております。
72・73ページ、歳入は、一般会計繰入金に10万3千円を、前年度繰越金に2,197万円をそれぞれ追加しております。
74・75ページ、歳出は、諸支出金の償還金に、総額1,700万6千円を追加しております。これは、令和3年度給付費の実績による精算分で、国・県及び社会保険診療報酬支払基金への償還金であります。
一般会計繰出金476万4千円につきましても、令和3年度給付費の実績による精算分であります。
以上が介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

議案第37号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について
79ページ、収益的収入に594万円を追加し、総額を1億5,798万円、収益的支出に744万円を追加し、総額を1億5,236万8千円、資本的収入に21万4千円を追加し、総額を2,488万3千円、80ページ、資本的支出に22万8千円を追加し、総額を7,694万6千円としております。
84・85ページ、収益的収入594万円の追加は、ほ場整備に伴う水道管の移設費用に対する補償費でございます。
収益的支出の委託料及び工事請負費にほ場整備に伴う水道管の移設工事に係る費用として総額594万円を追加しております。
86・87ページ、資本的収入では、浦大町地区水道管路緊急改善事業の費用増に伴い企業債10万円、一般会計出資金3万8千円、国庫補助金7万6千円と総額21万4千円を追加しております。
資本的支出22万8千円の追加は、浦大町地区水道管路緊急改善事業の費用増に係るものでございます。
以上が上水道特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第5、承認第5号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 はい、6番 京極です。ポンプの故障の原因を教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 京極議員のご質問にお答えいたします。原因としては経年劣化ということで、平成21年に布設されたものでございます。ただ調査により、雷、落雷の影響も考えられるということでございました。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。承認第5号についての質疑を終わります。
次に、日程第6、議案第30号 八郎潟町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第30号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第31号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第31号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第32号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 5番 石井です。あの15ページ、3款1項1目のエネルギー・食料品価格高騰対応緊

急支援事業助成金だけでも、予算書には福祉費に入っているんだけど、所管は何処になるのか教えてください。

委員会ではこれ教育民生になるのか確認したいので、所管何処だか教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えいたします。予算の方は民生費に置いておりますが所管する課については、総務課で行います。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 はい、北嶋賢子です。じゅんさいのことについてちょっと委員会が違うので聞きたいと思います。1, 309万円、廃業するために返済するということになってますけども、町を通してこれお金が入ってきていたんでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 はい、町を通しての補助金でございます。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 13ページの総務費で委託料、この芝生管理業務委託料というのはちょっと参考までに、どういった業者でしょうか。一応、町の職員がやっているのを見かけたので、ちょっと確認で。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 芝刈り業務委託料につきましては、新庁舎前の芝生の管理でございまして、特別に除草剤等、殺虫剤を芝生管理の専門業者の方をお願いする予定としております。これにつきましては、町外の業者となります。

議長 伊藤秋雄 いいですか、他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第32号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第33号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第33号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、議案第34号 令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第34号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第35号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第35号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、議案第36号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第36号についての質疑を終わります。
次に、日程第13、議案第37号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 4番の北嶋賢子です。これも委員会が違うのでちょっとお聞きしたいと思います。支出予算のところに浦大町地区の水道管路緊急改善事業22万8千円が載ってますけ

ども、場所は何処でしょうか。

議長 伊藤秋雄 水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 北嶋議員のご質問にお答えいたします。場所は現在沖谷地地区、昼根下の分団の前で行っておりますが、当初、要望額よりも内容額が若干増えましたので、それに対する対応と致しまして、この後、変更で弁天球場前の方に管路を延ばして行きたいと考えております。

議長 伊藤秋雄 いいですか、4番。

4番 北嶋賢子 浦大町地区ってなってますけども、浦大町の方に運んで行くための事業だから浦大町の名前が載ったんでしょうか。

議長 伊藤秋雄 水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 その通りでございます。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第37号についての質疑を終わります。ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程いたしますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。暫時休憩いたします。

(休 憩)

(渡邊代表監査委員着席)

(再 開)

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程いたします。日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までの6議案を各常任委員会に付託する関係上、一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫
認定第1号 令和3年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

決算書144ページをご覧ください。実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が44億9,565万3千円、歳出総額が42億8,519万円、歳入歳出差引額は2億1,046万3千円であります。

そのうち992万4千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は2億53万9千円となっております。

次に、2・3ページをご覧ください。歳入の概要につきましては、町の自主財源であります町税が総額4億5,623万1,940円で、前年度比2.9%、およそ1,349万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、94.8%と前年度比0.4%の減となっております。

地方消費税交付金は、1億3,463万8千円で、前年度比8.1%、およそ1,007万円の増額となっております。

主要財源の地方交付税は、18億2,768万9千円で、前年度比12.1%、およそ1億9,666万円の増額となっております。

内訳につきましては、地域デジタル社会推進費の創設、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還金費の追加などにより普通交付税が前年度比14.3%、およそ2億563万円の増額、特別交付税については前年度比4.7%、およそ897万円の減額となっております。

4・5ページ、国庫支出金は、5億4,736万7,260円で、前年度比49.9%

、およそ5億4,449万円の減額となっております。

これは、特別定額給付金事業費補助金5億6,970万円の皆減などによるものでございます。

県支出金は、2億2,926万6,739円で、前年度比2.6%、およそ614万円の減額となっており、繰越金は、2億4,653万4,753円で、前年度比2.9%、およそ706万円の増額となっております。

町債は、8億1,594万9千円で、前年度比23.9%、およそ1億5,762万円の増額となっております。

主な内訳につきましては、48・49ページをご覧ください。総務債については、市町村役場機能緊急保全事業に公共施設等適正管理推進事業債7億840万円、公共施設解体事業に過疎対策事業債500万円を、農林水産業債については、基幹水利施設ストックマネジメント事業、高岳地区ほ場整備事業に過疎対策事業債、公共事業債等を合わせ3,354万9千円を借り入れしております。

50・51ページ、土木債については、町道改良事業に過疎対策事業債1,610万円を、消防債では防災行政無線改良事業に緊急防災・減災事業債2,310万円を、教育債では学校給食費助成事業などに過疎対策事業債2,980万円をそれぞれ借り入れしております。

次の歳出の概要につきましては、別紙の性質別歳出の状況をご覧ください。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費は総額で15億5,833万円と、前年度比8.4%、1億4,379万4千円の減額となっております。

これは、既発債の借換分1億9,690万円の皆減などにより、公債費が前年度比31.7%、2億3,955万5千円の減額となったこと、住民税非課税世帯臨時特別給付金7,120万円の皆増、子育て世帯への臨時特別給付金5,137万円の増などにより扶助費が前年度比27.2%、1億1,387万1千円の増額となったことなどによるものでございます。

投資的経費であります普通建設事業費は、12億379万4千円となっており、新庁舎建設事業の年間実施などにより、前年度比55.4%、4億2,930万9千円の増額となっております。

物件費、補助費等、積立金、貸付金、繰出金などのその他の経費につきましては、総額で15億2,138万9千円となっており、前年度比26.8%、5億5,809万5千円の減額となっております。そのうち補助費等については、特別定額給付金5億6,970万円の皆減、中小企業事業継続支援金3,840万円の皆減などにより前年度比50.2%、5億9,475万7千円の減額となっております。

次に実施事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応事業としては、ワクチン接種事業、地域商品券交付事業、町有施設トイレ等改修事業、水稻経営支援交付金事業などを実施しております。

継続事業の新庁舎建設事業につきましては、令和2年9月から本体工事に着手し、令和4年3月に竣工、令和4年5月6日から業務を開始しているところでございます。

社会資本整備総合交付金事業では、町道の道路改良事業など社会資本整備に取り組んでおります。

防災関係では、老朽化している防災行政無線の屋外子局3基について改良工事を実施し、防災力の向上を図っております。

これら決算数値による各項目の比率等については、経常収支比率が83.1%と前年度比5.4%の減であり、公債費比率は前年度0.7%減の7.8%となっております。

また、一般会計のほか特別会計などの公債費を含めた地方債の返還金の大きさを、町の財政規模に対する割合で表している実質公債費比率は11.7%で、前年度比0.1%の減となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

認定第2号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

178ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が9億2,956万5千円、歳出総額が7億4,319万6千円、実質収支額は1億8,636万9千円となっております。

146・147ページ、歳入の概要については、国民健康保険税が1億196万618円で、前年度比6.5%、およそ703万円の減額となっております。調定額に対する収納率につきましては、83%と前年度比2.6%の減となっております。

県支出金につきましては、歳出に見合った額が収入されており、一般会計からの繰入

金である他会計繰入金は、前年度比0.2%、およそ9万円増額の4,708万1,989円となっております。

次に、歳出の概要ですが、148・149ページ、保険給付費では、療養諸費が5億986万7,494円で、前年度比で26%、およそ1億518万円増加し、保険給付費の総額でも前年度比27.7%、およそ1億2,828万円増額の5億9,068万183円となっております。

また、国民健康保険事業費納付金については、総額で1億4,007万6,413円を支出しております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

認定第3号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

194ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が8,420万7千円、歳出総額が8,247万6千円、実質収支額は173万1千円となっております。

歳入の概要については、180・181ページ、後期高齢者医療保険料が5,637万7,500円で、前年度比2.5%、およそ144万円の減額となっております。

また、一般会計繰入金は、2,733万4,379円で、前年度比1.1%、およそ31万円の減額となっております。

次に、歳出の概要ですが、182・183ページ、総務費が235万2,233円、後期高齢者医療広域連合納付金が7,974万5,379円で、前年度比3.8%、およそ314万円の減額となっております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

認定第4号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

210ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が3億534万円、歳出総額が3億59万4千円、歳入歳出差引額は474万6千円であります。

そのうち4万2千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は470万4千円となっております。

歳入の概要につきましては、196・197ページ、使用料は、7,914万7,380円で前年度比1.6%、およそ127万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、94%で前年度比0.5%の増となっております。

一般会計からの繰入金は、1億5,158万8千円で、前年度比0.5%、80万円の減額となっております。

町債では、公営企業会計適用債、秋田湾・雄物川流域下水道事業債及び建設利息償還債として、総額6,385万円を借り入れしております。

次に、歳出の概要ですが、206・207ページ、県が事業主体となっている秋田湾・雄物川流域下水道事業では707万円を、下水道維持管理費では、総額で5,930万2,522円を、208・209ページ、公債費では、総額で2億1,850万7,223円をそれぞれ支出しております。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

認定第5号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに保険事業勘定についてですが、252ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額が9億9,303万9千円、歳出総額が9億4,900万8千円、実質収支額は4,403万1千円となっております。

歳入の概要については、212・213ページ、介護保険料は、1億6,965万1,540円で、前年度比0.1%、およそ14万円の減額となっております。調定額に対する収納率は、98.6%で前年度比0.1%の減となっております。

また、国庫支出金や支払基金交付金などにつきましては、歳出に見合った額が収入されており、一般会計繰入金は、1億4,730万2千円で、前年度比0.8%、およそ115万円の増額となっております。

歳出の概要については、214・215ページ、総務費は、総額で1,314万8,969円を、保険給付費では、介護サービス等諸費の7億7,877万2,432円をはじめ総額で8億7,603万8,045円を、地域支援事業費では総額で4,118万9

04円をそれぞれ支出しております。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、262ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出総額ともに448万6千円となっております。

258・259ページ、歳入は、介護予防サービス計画費収入が448万5,960円
260・261ページ、歳出は、保険事業勘定への繰出金が448万5,960円となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

認定第6号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について

決算の概要をご説明申し上げます。

270ページ、損益計算書をご覧ください。令和3年度の当年度純利益は、前年度比およそ341万円減額の313万2,563円で、当年度未処理分利益剰余金は、1億3,586万1,341円となっております。

277ページ、収益費用明細書の収入の部、水道事業収益では、給水収益が1億2,657万5,665円と、前年度比3.5%、およそ463万円の減額となっております。

278ページ、支出の部の水道事業費用総額は、1億3,537万6,840円となっており、そのうち営業費用が1億2,998万5,900円と前年度比7.4%、およそ1,038万円の減額となっております。

279ページ、営業外費用では企業債利息が523万112円と前年度比9.8%、およそ57万円の減額となっております。

280ページ、資本的費用明細書の収入の部は、総額8,131万8,600円となっております。そのうち企業債の4,190万円、一般会計出資金1,214万円、国庫補助金2,428万円については、水道管路緊急改善事業送水管布設替に係るものでございます。

支出の部としては、収入の部でもご説明いたしました主に送水管布設替事業分として配水施設整備費に総額8,750万3千円を、企業債償還金では、3,306万7,216円を支出しており、総額で1億2,085万2,096円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、268ページの下段に記載のとおり、消費税及び地方消費税、過年度損益勘定留保資金で補てんしております。

以上が、上水道特別会計決算の概要でございます。

以上、令和3年度各会計決算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、認定いただきますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 次に、代表監査委員による監査の報告を求めます。はい、渡邊代表監査委員。

代表監査委員 渡邊 優 （ 監査委員の意見書により監査報告の説明 ）

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第14、認定第1号 令和3年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第1号について質疑を終わります。
次に、日程第15、認定第2号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第2号について質疑を終わります。
次に、日程第16、認定第3号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第3号について質疑を終わります。
次に、日程第17、認定第4号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第4号について質疑を終わります。

次に、日程第18、認定第5号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第5号について質疑を終わります。
次に、日程第19、認定第6号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第6号について質疑を終わります。
これにて、認定議案に対する質疑を終わります。
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。ご苦勞様でした。
暫時休憩いたします。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員退席)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。
次に、日程第20、決算特別委員会の設置について、議題といたします。
委員会条例第5条第1項の規定により、決算特別委員会を設置し、令和3年度決算関係の議案を審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。
次に、決算特別委員会の定数は委員会条例第5条第2項の規定により10名とし、委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、私と欠席の届け出があった3番議員を除く、議員番号1番から2番、4番から11番までの皆さんを委員に指名したいと思いますが、これでご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。決算特別委員会の定数は10名に決定し、議席番号1番から2番、4番から11番まで皆さんを予算特別委員会の委員に決定いたします。
また、提出された各議案につきましては、議事日程表に記載のとおり、所管の各委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。所管の各委員会に付託することにいたします。
それでは、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き再開いたします。
次に、日程第21、報告第6号 令和3年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び令和3年度八郎潟町水道事業会計経営審査について、上程いたします。
提出者の報告を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の28ページをご覧ください。

報告第6号 令和3年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び令和3年度八郎潟町水道事業会計経営審査について
財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別添の「令和3年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を付けて、健全化判断比率及び資金不足比率を議会へ報告いたします。

議長 伊藤秋雄 報告第6号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第6号についての質疑を終わります。
次に、日程第22、報告第7号 令和3年度八郎潟町一般会計継続費精算報告書について、上程いたします。

提出者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 29ページをご覧ください。

報告第7号 令和3年度八郎潟町一般会計継続費精算報告書について
新庁舎建設事業に係る令和3年度八郎潟町一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり
調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会へ報告します。

議長 伊藤秋雄 報告第7号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第7号についての質疑を終わります。
次に、日程第23、報告第8号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計予算繰越計算書
の報告について、を上程いたします。
提出者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 31ページをご覧ください。

報告第8号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計予算繰越計算書の報告について
地方公営企業法第26条第2項の規定により、令和3年度八郎潟町上水道特別会計予
算の八郎潟町浄水場オゾン発生装置インバータ修繕工事に係る予算繰越計算書を別紙の
とおり調製したので、同条第3項の規定により、議会へ報告します。

議長 伊藤秋雄 報告第8号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第8号についての質疑を終わります。
以上で、本会議の全日程を終了いたしました。
事務局長から、委員会室を報告させます。

事務局長 相澤重則 第1委員会室で、総務産業常任委員会、第2委員会室で、教育民生常任委員会を開催
していただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は午前10時より本会議を開きます。
本日の会議はこれをもって散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(閉会 午後 1時35分)

令和4年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第2日目 令和4年9月8日(木)

議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
なお、3番 伊藤敦朗君と千田副町長から欠席の届けがありました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、教育長、各課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問を行います。最初に10番 村井剛君の一般質問を行います。10番 村井剛君。

10番 村井剛 マスクを外して話をしたいと思います。よろしく願いいたします。
久しぶりの一般質問でありますので、慣れない点もあろうかと思っておりますのでよろしくお願い致します。
最初の質問であります。中羽立踏切冬期通行止めに関し町としてもJRに対し、反対の申し入れを願うものであります。
6月28日夕方、郵便入りにJR東日本秋田支社からの、中羽立踏切通行止めに関する文書が入っておりました。今まで話題にも上がっていなかったものが、あまりにも突然の事であったように思います。
その4日後、今度は町の広報に冬期踏切通行止めのお願、という記事があり町としても地域町内に説明もなく同意したのかと、14区町内の誰もが思い至った次第であります。ここで最初の質問に入ります。数年前、アクセス道延伸関連で中羽立踏切の廃止の話がありました。
この延伸、平面交差ではありますが、これとの関連であれば受け入れの余地があると思っております。この度の通行止めがアクセス道延伸との関連があるのかどうか、この度の通行止めに関する経緯を聞きたいと思っております。
次に、去る7月21日、農村環境改善センターに於いて、JR東日本秋田支社保線技術センターによる説明会が開催されました。14区町内会からは10名程と少ない説明会でありました。
この説明会での発言と通行止めに関する問題点を挙げてみたいと思っております。
1番目として、この踏切は小・中学生にとって学校にも近く、極めて安全な通学路であること。
2番目として、他の利用者にとっては役場、農協、商店街、農地の管理上等、日常生活において、不便な町内となってしまうこと。車に乗れない老人の話として、農協に年金の引き出しに行く時、また役場や商店街への利便性が失われ困惑している、というため息混じりの話にその深刻の度合いが表れております。
3番目として、迂回路となる道路は、全幅で4.7mから4.9mで道幅が狭く冬期には直線ではありますが、トラブルのある路線との事でありまして。今後、人身事故が多発する恐れがあると予想されます。
4つ目として、町内が二分され、コミュニティ形成に支障をきたすものと考えられます。
5つ目として、明治35年、一日市から能代間が開通し120年の長い間、脱輪事故1件との事で、実質的に皆無に等しいものであり、しかもその原因者が町内以外の人との事で、その責めが現利用者になおせる極めて酷ではないかと思っております。
6つ目として、踏切の安全対策が、即通行止めとはあまりにも短絡的な考えではなからうかと思っております。
また、7つ目には町の宅地分譲において、アクセス道の延伸により利便性が高まり、尚一層増すとの触れ込みでありました。分譲価格は高かったが、将来に期待し移住した方の話でありまして、踏切の通行止めはそれに反するという事でありました。
8つ目として、中羽立踏切の廃止問題は、55年程前に昼根下踏切と共に提起され、昼根下踏切の廃止で決着済みであると考えております。今後、冬期のみならず全面廃止と受け止めることができ、到底受け入れることはできないという住民感情であります。
また、9つ目として踏切前後の道路が少しの改良で迂回路がより広く安全に通行できることから、迂回路における交通事故の補償問題が発生する可能性があり、その責任を負う覚悟がJRには必要であることを提起したいという風に思っております。
また、10項目目としましては、明治30年頃、鉄道布設に当たり羽立町内の屋敷跡から、だいたい7反5畝位の屋敷でありまして、現在、秋田市の黒川に住んでいる村井徳一

さんの屋敷であります、約4, 100㎡の土を提供しており、概ね800mもの鉄道路の造成が可能な量であります。

場所は現在の須田紀元さんの南隣、だいたい100m位空いておりますが、間口100m、奥行き80m弱、あそこが昔のその方の屋敷跡であります。

また、工事に当たっては、当時の羽立町内の人々の徴用への協力によりできたものであると、そのことに対する配慮があっても良いのではなかろうかと思うものであります。

ちなみに明治35年、米価5円6銭の時、だいたい60銭の人夫賃だったように思います。現在、私共が人を雇った場合だいたい8,000円をお願いしておりますが、それから計算しますとだいたい3,000円位の賃金であると、そしてまた今年の米価はだいたい概算金プラスαを加えまして11,500円で計算しますと、1,400円位の賃金だと、しかしながら若干開きがありますので、この8,000円の賃金と11,500円から出た賃金を平均しますと、だいたい2,200円になりますが、これが妥当ではなかろうかと思っております。

ちなみに現在の農業委員会を出している協定価格がだいたい6,500円ですので、それで計算するとだいたい2,200円近くという風な金額になりますので、極めて低賃金で雇用したという風に思われます。

また、11番目といたしましては袋小路の解消は町の施策の柱でもあったはずでありまして、新たに袋小路が発生し、緊急活動に支障をきたすのではなかろうかと思っております。

なお、この度の参議院選後の内閣改造において、本町出身の参議院議員の石井浩郎氏が国土交通副大臣に就任したことは誠に喜ばしいことであり、また、猿田副知事が石井副大臣とは秋高の野球仲間と合いまって、これを機にアクセス道平面交差延伸問題解決に向けた運動を更に展開することが必要ではなかろうか、絶好の機会ではなかろうかと思っております。

この問題の進展により、中羽立踏切問題も解決に向かうものと思っております。色々11項目の事柄を挙げましたけども、このことからして中羽立踏切の通行止めには反対であり、このことを町としてもJR側に申し入れていただきたいという風に思っております。

なお、この件につきましては、14区町内の様々な方からアドバイスを頂いております。しかしながら、7月21日の説明会への出席には繋がりませんでした。それは14区町内では何らかの形で、町の仕事に携わったり役場職員やJR職員であったり、親戚にそれらの職員がおったりと実情が作用し、かつ今日的なコロナ騒動がそれに拍車をかけたものと思っております。

この声なき声に耳を傾け、寄り添うことが地域づくり、町づくりの基本であると思っております。また、今年が明治5年日本発の鉄道が新橋、横浜間に開通し150年となります。

また、明治35年一日市、能代間の開通がされてから120年という記念すべき年があります。よもやこの記念すべき年に中羽立踏切の通行止めの話がくるとは、思いもよらなかったのが地域住民の偽らざる気持ちであります。

どうかこの地域の人々の思いにご理解を賜り、ご賢察いただきますようお願い申し上げます。

次に、2つ目の質問であります。各界で活躍し、国・県等での表彰者も町の表彰式にて紹介し、共に祝ってあげてはと思うのでありますが、見解を求めたいと思っております。

八郎潟町は、面積は全県でも極めて小さく、物的な財産は無いが唯一貴重な財産は人口密度全県下2位という人です。

しかも本町出身者は、スポーツ・文化・政治・医学界等様々な分野で活躍しており、本町にとって正に誇りとするところでもあります。

ところで毎年行われる国や県での表彰式において、様々な分野で活躍し、その栄に浴する人がおりますが、特別な場合は別として、その榮譽を称え祝ったことはないように思っております。

町としましても町条例による表彰式がありますが、その時にこの1年間で国・県の表彰の栄に浴した方々をも紹介し、共に祝ってあげてはと思うのですが、町長の見解を求めたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。

始めに、通行止めに関する経緯でございますが、JRでは踏切幅員が狭く、且つ線路と道路が斜めに交差している箇所、全国的に事故が多く発生していることから、踏切事故を減少させるための安全対策を考えているとのことでもあります。

危険度が高いと思われる踏切として、本町の中羽立踏切が抽出され、将来的に廃止も視野に入れながら、試験的に冬期通行止めの安全対策について、地域に説明したいとのことから開催されたものでございます。

アクセス道の平面交差化の計画においては、議員言われるように中羽立踏切の廃止が視野に入っておりますが、平面での交差計画は、運輸局との協議で技術基準に合致しないと判断により断念しております。この度の、冬期通行止めとの関連はございません。

また、JR側に反対の申し入れを、についてですが町としても地元住民の合意なくして冬期通行止めの同意は出来ないと、当初からJR側に伝えております。

次に、国や県等から表彰された方を町表彰式で紹介し、一緒にお祝いをしてはどのこととありますが、叙勲や各大臣表彰、県の特別表彰などの栄に浴された方々についてはこれまで町広報に掲載するとともに議会の行政報告の中でも広くその功績をご紹介しますところがございます。

町表彰式は、ご存知のとおり、永年にわたり町政発展にご尽力いただいた方々の功績を称え、八郎瀧町表彰条例に基づいて表彰しておりますが、受賞者の功績に対し敬意を表す意味でも、これまでどおりの表彰式としたいと思っておりますので、どうかご理解の程よろしくお願ひいたします。

10番 村井 剛 1番目の質問に対しましては、地元合意なしではいわゆる踏切の廃止はできないということをお願いしていることと申しております。このことを今後も強く話をし、地元の基本的には無理だということを、伝えていただければ有難いという風に思っています。

しかも基本的には一日市、能代間が開通して120年と、日本の暦は60年で1回りであります。120年と言いますと2回目目の極めて記念すべき年であります。

100周年、100年の時に何か感謝状とかあったのかなと、実は私がちょうどその頃、町内会長をしておりますので、無かったという風に思っていますし、この2回目目の120周年は極めて私は大事な年ではなからうかなと、その意味においては今一度歴史を振り返りながら、その先人達のいろんな行動に対して謝意を示しながら、行動するのも今の我々に課された課題ではなからうかというように思っていますので、よろしくご賢察いただきましてJRに対しまして、この通行止めについては無理だと、逆にまた町としては安全に通行できるような対策については、地元と共に協議しながら進めるという決意を基に、このことをJRに申し入れていただければ有難いものだという風に思っています。

どうかよろしくお願ひいたします。

なお、もう一点、表彰式の件であります。実は私こういうことがありました。ある受賞された方の家に良かったなど、今まで頑張ってきたからなということ、若干お祝いに言葉を掛けに行ったのでありますけれども、町からは町長さんから電話をいただいたけれども、後はそうすれば何にも無いものかなと、それは何か偽らざる素直な気持ちのようであります。

ちなみに私、保護司をしておりますのでその時には県の段階での受賞者の他に、特別壇上に上げるようなことはしないんですけども、文章の中に他に例えば国の受賞とかそういう人をも文章の中に書き入れて、そういう人も一緒に祝うという形で実はその祝賀会に招待をしております。

ただし、特別なことはやらないけれども、そういう形でいわゆる町の表彰される方々と一緒に席で祝う形をとっております。まあなるほどこういうこともあるんだという風なことを感じたものですから、今回、一般質問という形でやらせていただいたこととあります。

もしまたこの後、考えることがあれば特別私これにこだわるものではございませんので、ご検討願えればと思っております。もし特別に踏切のことについて、町長の考えがあるのであれば、お願ひいたします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 この前は一応周辺町村を対象にして行いましたけれども、今度は羽立住民の皆さん、先回は役員の方だけという風な感じでしたが、近くの住民の皆さんも対象にいろんな話し合いをしたいと思います。

JRに関しては、当初から言いましたとおり、住民の合意なくしては町でも通行止めすることは出来ませんよと言っておりますので、住民のそういう意見を述べていただければなと思っております。

表彰につきましては、何となく私もイメージが湧かなくて、同じ壇上に上げた場合にどういう風に思われるかということもありますし、いろいろやり方はあると思っておりますけれども、今の段階でこういう風にやるということが浮かびませんので、こういう答弁になりましたことを、ご理解いただきたいと思います。

10番 村井 剛 大変有難うございました。踏切に関してはほしい私もかなりの人から話を聞いております。ただ、そういう集まりに直接来るのかというと、それこそいろんな斟酌が働いて、直接話すことが憚ってる人も結構いると、それにコロナもありますのでそういう集まりにはちょっと体のこともあるし出たくないなど、そういったこともありますのでおそらく私の話したことが、ほしい集約された形だと思っておりますので、よろしくご理解を賜りますれば有難いと、そのことを踏まえて一つ町としても対応していただければ有難いと思っております。

また、表彰式については私もあまりこだわるものではありません。ただそういう声があると、そういう気持ちがあるという風なことでありまして、しかも保護司会の場合はその人を壇上に上げるということとはございません。

ただ紙一枚に今日の招待者という形で紹介して、町の表彰者と一緒に同席して祝うと極めて簡単ですけれども、ただ町としてもそういう考えを持ってはどうかと、これは保護司会でそういうやり方をしておりますので、紹介方々質問をしたということでありまして、あまり深く考えなくてもまず検討の余地があれば、検討していただきたいということでもよろしいかなと思っております。大変どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、10番 村井剛君の一般質問を終わります。
次に、1番 加藤千代美君の一般質問を行います。1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 1番 加藤千代美です。私の方からは大きく分けて3問、大きな点で3点あります。
1点目の中に2点ありますので、それについてお尋ねいたします。

まず最初に、町の食料自給率と作物の作付バランスについて、お尋ねしたいと思っております。平和が当たり前かのように過ごしてきた77年間、私達は日本国憲法第9条に定めている正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力行使は国際紛争を解決する手段としては永久的にこれを放棄するという条文に守られて、私達は今日まで歩んで来たが、今年2月24日にロシアがウクライナ侵攻したことにより、世界の平和が危ぶまれております。

私達が住む日本は、武力による戦争には直接かかわらないが、世界の食料事情、エネルギー、農産物を生産する肥料、家畜の餌にもなるトウモロコシ、小麦等が非常に怪しくなっているのが現状であります。

特に、8割以上を海外からの輸入にたよる小麦はロシアやウクライナが世界的な輸出国だったことで国際価格が急騰、パンや麺類の価格が上がっているのが現状であります。また、ウクライナが大産地のトウモロコシも価格高騰し、家畜の餌として使う畜産・酪農家の経営を圧迫しているのも現実であります。

特に、私達農家が農作物を作る上で、一番心配しているのは自給分の生産に欠かせない化石燃料や化学肥料の原料も輸入頼み、こうした生産資材もウクライナ振興の影響で価格が急激に上がっている。

農水省の幹部はウクライナ危機が終わっても、穀物価格などの高騰は元には戻らないだろうと話しております。ちなみに最近の発表では、もう肥料の値段が2倍以上になってます。飼料も2倍以上になっております。11月には更に価格が上がるだろうと、問屋の中では言われております。

こんな状況下での日本の自給率を農林水産省は8月5日、2021年度の食料自給率を発表いたしました。それによると、カロリーベースでは、38%で20年度の37%から微増した一方、生産額ベースでは63%で過去最低となったとあります。

ロシアのウクライナ侵攻を機に、世界で穀物価格が高騰する中、日本の食料の海外依存へ高まっていると言っております。

このような状況について、東京大学教授、鈴木氏は「日本は先進国でも食料自給率が最低水準にある。これまではお金を出せば輸入出来るという前提でいられたが、いくら払っても買えない状況になりつつある。肥料、原料なども含め、真の意味での自給率の向上に、今こそ本腰を入れるべきだ」と警鐘を鳴らしております。

そこで質問であります。減反政策についてであります。ロシアがウクライナ侵攻したことにより、減反を見直す時が来たのではないかと考えるのであります。

米が余っている現状と、国全体で不足している小麦、トウモロコシ等を栽培してみるのも、一つの方法ではないかと考えます。

今、国では今後5年間で一度も水を張らない農地は、交付金の対象外となった、と報道されています。町ではこの報道に対してどのような対策をとるのか。また、科学肥料の高騰、肥料の品不足等で、来年度の栽培が難しいと言う農家もあるようですが、このような事態になった時にどのように対処するのか、まずこの辺をお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えいたします。減反政策の見直しということですが、本町は国の政策に従って事業を行っているので、本町独自で減反政策を見直す考えはございません。

次に、小麦の栽培に適した気候条件は出穂時期にあたる5月から6月に雨が少ない気候が適していると言われていています。小麦は湿害に弱く、土壌が湿りすぎると穂数不足や粒の充実不足の原因になるからでございます。

また、生育期から収穫期にかけて降雨が続くと粒から発芽し、デンプン・タンパク質が分解されて品質低下の原因になるとも言われています。そのため地中海性気候に属するヨーロッパでの生産が盛んです。

日本での小麦栽培は9月中旬から11月下旬にかけて播種し、6月から8月にかけて収穫する秋蒔き栽培が主流です。出穂時期に当たる5月から7月が梅雨期となるため、北海道以外では小麦を十分に熟成できず、タンパク質を多く含む強力系小麦の栽培は難しいと言われていましたが、国内の気候に合わせた品種改良や栽培技術の向上が進んだ結果、北海道以外でも強力系小麦の栽培が増えているのも事実でございます。

現在のところ小麦やトウモロコシの栽培に本町の土壌や気候が適しているのか調査等は行ったことはありません。

また、収穫後の受入先等の関係もありますので、今後の課題として捉えて参りたいと思います。

次に、報道に対しての質問ですけれども、町では3月と5月に経営所得安定対策加入農家に対して、パンフレット等により周知しています。

また、国に対しては、多年生植物を栽培することも考慮して5年間で一度の水張りをもう少し長いスパンに変更するよう県を通じて意見を述べております。

また、肥料の高騰、品不足等については国・県の補助金を活用しながら農家支援に対応して参りたいと思っております。

1番 加藤千代美 今の国の政策に従って行くと、農家は限りなく貧乏するとういう状態になります。

やはり行政とか農民の人方、その他の人方について自ら先頭的な立場に立って、改革していくという姿勢がなければ、限りなく貧しくなるというのが現実であります。

その上に於いて5年間水張りをしない農地については、もう補助金を交付しないと、こういう政策が今出されている訳です。

これに対しては今町長も言いましたが、やっぱり行政として国に対してしっかりとした要望をして、実態を申し上げるのが我々の役目ではないかと、こういう具合に考えます。

それでこの5年間で水田にしなければいけないということは、今までは米に対して減反をして米生産を止めさせるとう形で補助金を交付してきた訳です。

5年間を水張りするというようになってくると、米の生産拡大に繋がる、これは何故かと言うとさっき町長が言ったように、小麦とか大麦については確かに6月には赤かび病が発生して収穫が落ちることが事実です。

しかし、それに毅然として立ち向かっている農家もいる訳です。しかも品種改良まで挑戦している農家もいる訳です。この姿勢が私は大切だと思うんです。

一農家ではできないけれども、営農指導センターとかその他の機関の中で、大いに挑戦してやっていくのが本来の姿ではないかと思えます。

二つ例を挙げますと、岩手県で学校給食に提供している生産組合があります。ここでは小麦の自給率を日本では15%に過ぎないけれども、販路、原料や小麦を使って学校給食に貢献していると、しかしこの人方も一生懸命やってここまで来たんだけどこの5万円が無くなってしまうと、とてもやって行けないと、こういうことを言っている訳です。

ですから行政が主導的立場を取って、これに大いに挑戦して水張りを5年間と言わず従来の方式でやって行くのが一つの方法ではないかと思う訳です。それがまず私の考えの一つです。

もう一つは二年三作体系をやって行くと、5万円というのはいつでも貰えます。しかも転作金も貰えます。二年三作体系というのは、稲を作った後に秋に麦を植えると、麦は6月から7月が収穫時期になります。

町長がおっしゃったように6月は小麦の栽培で雨季に当たりますけれども、大麦栽培になると雨季を逃れることができます。これはすでに実証済であります。

しかしその大麦の後に、大豆を植えると大豆は11月の栽培になることから、農家の人方は二年三作体系を止めていった経緯があります。

しかし解決する方法はあると思えます。例えば例は違いますが、比内鶏の生産の中で、佐竹知事は肉はタレに付ければ同じだとう言ったんですが、比内鶏があそこまで来

るには、今はロードアイランドレッドと掛け合わせて比内鶏を作っておりますけども、やはり柔らかくするためにプリマスロックを掛け合わせて作った時があると言われております。

これは昨日の新聞で昔、合川の町長をやった金田陽太郎さんが話してありますけども、そういう試みがやはり行政の中でも必要ではないか、まして営農指導センターの中ではそういうことを挑戦するのも一つの方法ではないかと思う訳ですよ。

町の営農指導センターの予算書を見ますと、廃棄物の処理とか本当に挑戦しているようなものは無いんですけども、そういった点について考えてみてはどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 小麦が適しているかどうか土壌調査をしなければ、先に進んで行きませんのでそういうものを調査しながらということで答弁しております。

1 番 加藤千代美 土壌調査ということを行いましたけども、では転作をやるためにはその土壌調査というのは当然PHの関係がありますから、やっけて行かなければならないと思うんですけども、いつ頃それをやる考えですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 出来れば早い時期にやりたいと思いますが、今は予算がありませんので来年度の予算に一応要求はしてみたいと思います。

1 番 加藤千代美 じゃあ確認いたしますけれども、土壌調査については来年度予算要求するということですか、それでいいですね。

産業課長 千田浩美 はい、その通りです。

1 番 加藤千代美 それについては分かりました。では当面の課題として、来年、作物を作る上で化学肥料が今高騰しております。さっきも申し上げましたように、もうすでに2倍以上の価格になっております。しかも品不足とも言われております。

1 1月になると更に上がるだろうと、こういうことで今卸業者の間では何としても数量を確保したいということで争奪戦が始まっております。

それに対して町では何らかの対応をするのですか、しないのですか。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 これは国の方で猶予している問題だと思っております。国も県もいずれ何らかの策は講じると思います。これに町でどのような対策が出来るのかということは、この後協議していかなければなどは思っております。

1 番 加藤千代美 じゃあ不足の事態で申し上げますけども、肥料が入らないと作物は出来ない、こういうことが言える訳です。しかし、それにばかり頼っていたのではとても農家としては成り立っていかないというのが現状だと思うんですよ。やっぱりそれに対応するべき政策を取ってる町村があるんですね。

自らの体験で廃物を利用したもので肥料を作っていくと、というようなことを行っている農家もあります。農家というか町もあります。そういうのではうちの町では挑戦しないのですか。ただ国の政策で補助金を充てめるとか、そういう形でなくて町自らが独自に農家に対して肥料を作るようなシステムそういうのをやる、もしそういう団体がいれば補助して育成するというような考えはあるのですか。

議長 伊藤秋雄 産業課長。

産業課長 千田浩美 今のところ農家からはそう言った問い合わせ等は一切ございません。そういった施策をやっている市町村というのは、園芸作物が盛んな市町村だと思っております。

今後、そういうことが町の方に要望等あれば、その時はそれで考えて行きたいと思っております。

1 番 加藤千代美 そこでじゃあお伺いしますけども、産地推進計画というのがあるようですけども、これはどういう中身ですか。

産業課長 千田浩美 すいません、産地推進計画、今ちょっと頭の中にございませんので説明願いたいと

思います。

1 番 加藤千代美 産地推進計画をやると補助金が非常に大きいと、しかし、八郎潟町ではそれを作っていないということを県の人に言われたんですよ。これは何故作っていないのかちょっと教えてもらえませんか。

産業課長 千田浩美 すいません、そのことについてはちょっと私もうる覚えですいませんけども、県内で作っている市町村はほとんど無いと思います。あるのは一ヶ所か二ヶ所だったとおっております。以上です。

1 番 加藤千代美 私は県内で作っているところが一ヶ所か二ヶ所かということ聞いてないですよ。何故うちの方ではそれを作っていないかという理由を聞いてるんですよ。

産業課長 千田浩美 その計画を作るまでに行っていないということです。

1 番 加藤千代美 そこまで行っていないということは、農家の人が後期作物について興味が無いということの意味してるんですか。

産業課長 千田浩美 すいません、何の作物ですか。

1 番 加藤千代美 高品種企画作物というのを、お宅さんの方で把握してるでしょう。これ県から指定されてると思うんですよ。

産業課長 千田浩美 ですから先程も言いましたけども、農家からは一切そういった問い合わせ等はございません。

1 番 加藤千代美 農家から問い合わせがあるじゃなくて、誰も要望がないじゃなくてある程度、行政でこういう物をやればこの位の収益が上がるという試算を作って、普及させて行くというのがスタイルじゃないですか。農家から要望がなければやらないというのは、おかしいじゃないですか。

議長 伊藤秋雄 これちょっと質問の内容があれだな、これは県の指導ですか。

1 番 加藤千代美 県の指導じゃないですよ、農家の所得を上げるためにはどうしたらいいかという観点で、私ずっと質問してますよ。その中にこういうものがあると、八郎潟からは挙がってきてないと、それで私聞いているんだよ。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 そのことについては、今後ちょっと勉強して行きたいと思います。ちょっと私から一ついいですか加藤さんに。出来れば米だけでなく転作にも協力していただきたいと思います。

1 番 加藤千代美 今その言葉について反論しますけども、転作を止める段階で、自由に売れるものは自分達で作ってねと、こういう具合に政策が変わっております。私はカモの場合もそうですけども、全部自分で進路を開拓して米も進路を開拓しております。

カモに至っても今ジェットロ、国際貿易の関係があって秋田銀行が主催になって、「別の詩の国 秋田」というジャンルを持って、そういうことも開拓して自らカモも大量の発送をやってます。

これは農家自身じゃなくて、町でもそういうことを挑戦して行くというのが方向じゃないかと思うんです。

もう一つ例を挙げます。前に町長は大潟村のタマネギについては、村では補助金を出していませんよと、高橋村長からそう言われたと私にここで報告しました。私、先日大潟村に行って来ました。大潟村に行ったらこのタマネギの問題については、産学官協同で町が全部負担してこの冊子まで作ったと、で今タマネギ栽培をやってます。

面積が非常に大きくなっていると、これも一生懸命やっている訳です。

議長 伊藤秋雄 加藤さん、ちょっと質問の内容について。

1 番 加藤千代美 質問の内容変わりませんよ。今、大潟村のタマネギの話をしているのは。

議長 伊藤秋雄 質問に出てません。休憩します。
(休 憩)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 再開します。加藤さんにさっきも言いましたが、あまりにも聞く課題が多いものですから、ある程度のところをまとめながら、答えられるようなところをやってもらいたいと思います。それに質問に対して簡潔に物事を進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。加藤君。

1 番 加藤千代美 全然ぶれてないよ、いわゆる行政が先頭に立って物事をやらなきゃいけないということを言っているのよ。だから例として大潟村のことも挙げたし、それから側のことも挙げたし記事のことも挙げたし、そうしないと行政の役割とか指導センターの役割とかって、何もないじゃないの、いらないよそうだったら。
分かりました。それでは2つ目の質問に移ります。戦争と災害が起きた時に問題になるのが、食料の確保であります。この問題は自分達で食べるものは、自分達で造り最低限確保する。今現在、町の自給率は何パーセントか検討したことはあるのか、米の自給率は達していると思うが、その他のものについて検討したことがあるのかお聞きいたします

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町独自では、検討したことはございません。

1 番 加藤千代美 検討したことがないということですが、実際に災害になった時に、今回、五城目町もそうなんです、米すら無いという農家もあるようです。それで町の方では何とか維持するだろうと思うんですけども、そうなった場合のことを想定していないということですか。

議長 伊藤秋雄 産業課長。

産業課長 千田浩美 食料自給率については、町長もお答えした通り、今までは検討したことはございません。それで災害が起きた時に米が無いということですか。

1 番 加藤千代美 食料危機の時。

産業課長 千田浩美 町で本町独自の農家の米については、大丈夫だと思っておりますけども、野菜、肉、魚等については、他から調達することになると思います。

1 番 加藤千代美 冒頭に私説明した時に、買えないという状態が来るんじゃないかという懸念がある訳ですよ、町ではいつでも買えるということ想定した上で、今は検討したことがないということの意味ですか。

産業課長 千田浩美 その通りと言えはその通りでございます。

1 番 加藤千代美 じゃあ次の質問に入ります。中友商事についてお伺いしたいと思います。決算書見た時に、2,500万のうち1,300万ですか返還されるということになっております。これは確か湖岸部の開発の時に、町で応募を募ったところいなくてそれに応募したのが中友商事であったと記憶してはるんですが、それでよろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 湖岸部の開発ということはどういうことでしょうか。

1 番 加藤千代美 湖岸部に確かあの時は、食堂とかそれから何か5つ位やりたいと、そういう計画があったような気がするんですが、それ違いますか。公募したところ、町ではいなかったとそれで応じたのが中友商事であったと、そういう記憶があるんですけども。

町長 畠山菊夫 食堂というのはどういうことでしょうか。ちょっと今初めて聞きました。

1 番 加藤千代美 確か食堂というか、物産センターとかそんな物をやるという計画、5つ位種目あった

と思うんですよ。それに対して応募する人がこれしかいなかったと、4つか5つ種目あったと思うんですよ。今はっきり思い出せないけども、その中で町で応募する人がいなくて、中友商事さんが何か応募してこれをやったと、意識してるんだけども。いずれ公募に対して応募したのが中友商事さんですよ。その辺はどうですか。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。いいですか、答弁出来ますか。

1 番 加藤 千代美 じゃあ後で、私、その資料を出しますので出した後に答えてください。議会の中でも説明してますよ。
もう一つお伺いしますけども、今回、中友商事さんが退散するに当たって、何か格言めいたものこうすれば良いとか、ああすれば良いとか何か教訓は残して行ったんですか。

町長 畠山菊夫 撤退の理由ですか。

1 番 加藤千代美 撤退の理由じゃなくて、撤退するに当たって今後町に対して、こういうことを注意した方が良いとか、教訓めいたものを残して行ったかどうか。

町長 畠山菊夫 6月定例会でもご報告しましたけれども、地下水の安定的な確保が出来なかったことが一番の原因であると報告を受けております。6月定例会でも言いましたけども、うたせ館の近くの町有地、あそこを最初利用して行いましたけれども、地下水の鉄分、これがいくら掘っても鉄分がやはり多くて、そこが地下水使えなくて結果として東北石材の用地をお借りしながらやった訳ですけども、そこでもやはり水質は良かったんですけども、水量が足りなくていろいろ井戸も掘ったんですが、絶対的な数量が取れないということで、町としましても新たな農業の創出に期待をしましたけれども、非常に残念に思っております。
それで、水があれば順調に水耕栽培は出来ると担当の方もおっしゃっておいりましたので、色々な作業を興す場合は、水の重要性そういうものも大切なのかなと私なりに思っております。

1 番 加藤 千代美 八郎潟町では常に水や水道の問題で悩まされてる訳なんですけども、余は総合すると水に関する起業は不可能だということですか、この話を聞いていると地下水が量が足りない、残存湖の周りも水質が悪い、そうすると水に関する作物とかそういう物を作る時には難しいという考えですか。教訓として。

町長 畠山菊夫 大量に水を使用する場合は、やはり場所にもよりますけども大変難しいのかなとは思っております。

1 番 加藤千代美 はい、分かりました。次に、保全会のことについてお伺いします。
八郎潟環境保全会の補助金のことについてお伺いします。令和3年度の八郎潟環境保全会の補助金が交付されております。しかし、令和2年度の補助金は交付されておられません。これはどういう理由でしょうか。端的に聞きたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 加藤さんもご存知の通り、現在、係争中ですので答弁は差し控えたいと思えます。

1 番 加藤千代美 答弁は差し控えるということなんですけども、私が思うにはあなた反問権使って私に質問したことを覚えていますよね。反問権を使ってあなた私に質問いたしました。これは議会広報でも出てます。その中で大切なことは、八郎潟環境保全会と八郎潟広域保全会とは違うということ、私申し上げております。
この令和2年度は八郎潟環境保全会です。令和3年度も八郎潟環境保全会です。会長も組織の中身も仕事の中身も変わっておりません。なのに何故令和2年度の八郎潟環境保全会の補助金が凍結されているのか、それは係争裁判とは関係ないでしょう。
令和3年度については、同じ組織の中で同じ事業で同じことをやっていて、令和3年度は交付されて、令和2年度は交付されていないというのは裁判と何ら関係のないことじゃないの、それについてはどうですか。

町長 畠山菊夫 加藤さん一番分かる通り、係争中ですので答弁は差し控えたいと思えます。

1 番 加藤千代美 じゃあもう一度確認しますけども、令和2年度の補助金と令和3年度の補助金、八郎潟広域保全会の設立の問題については、どちらも係争中だということですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 係争は2年度分でございます。

1 番 加藤千代美 係争は2年度分で、広域については係争中でないということですか。

産業課長 千田浩美 広域と言いますと、現在争っているのは八郎潟保全会でございます。ここに書いてある八郎潟環境保全会という団体はありません。

1 番 加藤千代美 八郎潟広域保全会と八郎潟保全会の2つあるということはわかりますよね。

産業課長 千田浩美 八郎潟広域環境保全会です。

1 番 加藤千代美 裁判の中身の中では、私も1回目出た時に裁判官が八郎潟広域保全会は解散していないという観点に立っているんですね。何故かと言うと、八郎潟広域環境保全会は解散総会を行っていない訳ですよ。

その過程の中で、八郎潟環境保全会が出来た訳です。何故、八郎潟環境保全会が令和3年度の組織と同じであって、令和2年度の補助金が何故出ないのか、係争中だと何処が問題点なんですか。それ位は答えられるでしょう。

産業課長 千田浩美 全て絡んでおりますので、町長が申した通り係争中でありますので、答弁は差し控えたいと思います。

1 番 加藤千代美 全てが絡んでいるということは、私が申し上げた八郎潟広域保全会のことも絡んでいるという意味で取っていいですか。

産業課長 千田浩美 はい、その通りです。

1 番 加藤千代美 係争中であるということでありますので、組織が構成している団体の構成員に対して非常に迷惑を掛けているので、速やかに裁判を進行し町の態度を明確にして不利益にならないようお願いしたいと思います。以上です。

議長 伊藤秋雄 これにて、1番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
次に、2番 小柳聡君の一般質問を行います。2番 小柳聡君。

2 番 小柳 聡 2番の小柳です。本日は表題を3つに分けまして質問をさせていただきたいと思えます。まず最初に支援や助成の在り方とは、というタイトルで質問をさせていただきたいと思えます。

長引くコロナ禍で地域経済の疲弊が続いております。3月下旬からは行動制限がなくなり、経済活動を優先する流れが出来始めておりますが、社会経済活動が活発化し好循環も生まれてきてはいるものの、コロナ感染者は高止まりしていると、これ8月下旬の段階で、今はだいぶ下がってきているといったところでございます。

感染者が増えることで想定される被害は第6波までと第7波で変わって来るものと感じております。

今までは飲食需要の減退、会合そのものの減少や様々な行事・イベントに関わる需要の減少というものが主でありましたが、第7波に関してはそういった需要は回復傾向にあるものの、陽性者や濃厚接触者が増えて営業できないお店が増えたり企業が増えてくるといったところがあるのではないかと推測しております。

今後話を進めていく中で持っていたきたい視点として、どこが痛んでいるのか、どんな支援を必要としているのか、効果を上げる支援や協力とは、こういったことについて事例を交えて議論していければと考えております。

参考までに今年の6月までに経産省で出されていた事業復活支援金でございますが、八郎潟町では56事業所が申請したそうです。

これは湖東3町商工会より実績を伺いましたが、五城目町と井川町を合わせると実に166件に及び、その8割以上の申請が50%以上の減少であったという点、また小売業やサービス業で94件という実績に対して、建設業38件、また製造業21件という数字も個人的には想像以上に多く感じインパクトがありました。

第6波の頃が主な対象、事業復活支援金期間ですけれども、これまで八郎潟町として町の事業者には支援してきた実績と照らし合わせて、変化を感じる点やこれに対する所感があればお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。
コロナ禍での事業者支援としては、令和2年度に中小企業事業継続支援金、令和3年度に事業者支援金事業や、地域商品券交付事業を展開しております。
今回、湖東3町商工会から経産省に提出された事業復活支援金の申請が、本町では56事業所であったこと、また、湖東3町商工会管内での申請のうち、約35%が建設業・製造業とのことですが、その事業者の分析ができていないので簡単には申し上げられません。町では事業者支援の一環として地域商品券交付事業を行っております。
この事業において全ての事業者に恩恵が行き渡っているとは思いませんが、コロナ交付金を活用した他の事業も展開し、できるだけ町内事業者に支援金が行き渡るような施策を展開しております。
今年度もまた、商品券事業を展開しておりますので、今後も町内での消費喚起に努めていただければと期待しております。

2番 小柳 聡 いろいろどこまでというところもあるのでちょっと今、まとめの方で整理します。
私個人の感覚としても飲食やそれに携わる小売り・卸等の落ち込みは想定内でございましたけれども、私個人では製造業や建設業にもし寄せが来ていることには、驚きを隠せませんでした。
ここで考えていただきたいのが、この頃から町はどのように変わってきているのかという視点です。新型コロナ地方創生臨時交付金が交付された際の処遇を振り分けるに当たり、どこからの線引きをしていくのか、第7波に対してどのような処方箋を講じていくのかという点でございます。
前述したように今回の7波に関しては、例えば家族や従業員が感染する、又は濃厚接触者となり営業できないといった事案も増えてきている、私のそばでもそういった事例がありました。
また経済活動も本格化しているところがあれば、一時期よりは回復傾向にはあるものの、コロナ前の水準にはまだ及ばないといった感じの業種が多いようにも感じます。
最近では秋田県の自宅療養者への給付金が無くなることが決定したこともありますし、大きな枠で手が届かない痛みにも目を向けてほしいと思っております。
以上の点も踏まえて今後支援策を検討する際には、いろいろな角度から情報を収集し施策を展開してほしいと考えますけど、そこに関してもう一度、答弁をお願いいたします。

町長 畠山菊夫 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が配分されると、各課に周知し対応事業の提案を募集して、交付対象事業を決定することとしております。
最終的に実施計画を提出する際は、各課から提案された事業を含め、国や県の施策に鑑みて、本町において有益となる事業を交付対象事業としております。

2番 小柳 聡 先程、商品券事業にもちょっと触れていただいたので、今回、9月補正の方で商品券事業を上程されております。それを否定するものでもありませんけれども、今各課からいろいろ要望いただいて、それを振り分けていく中での9月補正の商品券事業と思っておりますけれども、他にも痛んでるところがないかという視点も見えていただきながら、施策の方を展開していただきたいと、これお願いとして要望しておきます。
続けていきます。弱者を守ることもですけれども、政治の役割として成長分野に対しては、その強みを生かしてその成長を促すことも必要であると考えます。
コロナ禍の中でもイベントが開催されるようになってきました。感染症対策を講じながらという側面はあるものの、7月の一夜市、8月の一日市盆踊りという大きな行事もしかり、つい先日は商店街イベントも開催されました。
このように町にとって重要な行事が開催出来たことに、私は安堵感と嬉しい気持ちが混ざり合いました。
一日市盆踊りは天候やタイミングも少し悪かったということもあるかもしれませんが、集客は例年には及ばないものの、それでもある程度来年に向けて格好のつく形にはなったのではないかなと、3日間を通して感じました。
一夜市に至っては年々集客が増え今年も過去最高の集客であり、会場に溢れんばかりのお客様で賑わいました。いろいろな要因はあると考えますが、一つの大きな理由とし

て花火のグレードが上がってきたことが認識されつつあるものと感じております。

2年前に一夜市を中止したことにより、プロジェクト8メンバーが母体の「どうしても花火打ち上げ隊」が発足し、何もない夏にはしたくないとの想いで、一夜市の代替えとして打ち上げ花火を、例年の一夜市以上の規模で上げることになりました。

昨年は延期に延期を重ね10月末ではございましたが、10周年という冠で国の補助金の獲得に成功したこともあって、花火にも割ける予算が増えたこともあり、この2020年と遜色のない花火を上げることができました。

そして迎えた今年、商店街イベントとの共催という形で一夜市に花火予算を配分いただき、この2年の豪華な花火に負けない花火を打ち上げることができました。

コロナ禍を契機にしたイレギュラーなことが続きました。良い意味で。花火を大きくするというには、お金と人手を必要とします。20年の時はイベント会場が花火会場そのものでしたのので、その会場をメンバーが警備員を兼ねる形で良かったのですが、昨年は一夜市の中で打ち上げ花火を行っていたので、昨年は国の補助金からスタッフ代を捻出し、今年に至っては友好団体にほぼボランティアのような形で警備員のお願いをしていました。

一夜市は回数を重ねる事に自主財源これは協賛や出店料等を増やしております。初年度から比較したら協賛金も倍増しておりますし、集客が見込めるようになってからは、出店料も僅かずつではありますが上げているのが現実です。

町補助金への依存度は確実に減っております。ただ、来年度以降もここ数年と同じようなイベント規模を継続するとしたら、この2年は他の補助金も活用していたため、来年度以降は明らかに予算不足に陥ります。

花火の質を3年前以前のグレードに落とすのは、プロジェクト8という団体にとっても、楽しみにしている町民の方々にとっても、また多くのお客さんにとっても望ましいものではないと感じております。

これは団体が直面している課題ではありますが、前述したようにこれは既に地域になくはならないイベントに成長しており、現状で一夜市は秋田県の中でも有数の地域イベントに成長してきたと私自身感じております。

そこでお伺いいたします。当局としてここ数年の一夜市を、どのように評価してるのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫

若者イベント一夜市、を主催するプロジェクト8は、一日市商店街の活性化を目的として旧バリュー跡地検討委員会内に設けられた、おもしろ市場実行委員会から派生した団体で、商工会青年部・商工会・異業種交流会メビウス・町当局が協力して若者の視点から商店街の活性化を検討したことがスタートであったと記憶しております。

創設当時から町の将来を担う人材の育成を活動理念の一つとして掲げ、一夜市やイルミネーション、他市町村の若者団体との交流など様々な活性化事業を進める中で、地域を担う人材の育成が行われる意義深い活動を展開する団体であるとの認識から、支援を継続しております。

プロジェクト8が主催するイベント、一夜市は恒例行事として定着し、イベントの開催を心待ちにしている方も多数おられると伺っております。

特に町の子どもたちにとっては、地元の大人たちが地域の魅力を高めようと主体的に活動する姿に触れる貴重な場になっていると感じております。

ご質問にある支援の拡大についてですが、プロジェクト8という団体が地域で果たす役割が年々大きくなっていることは重々承知しておりますが、プロジェクト8にとってイベントの規模拡大は活動の目的ではなく、限られた予算の中でメンバーの創意工夫により、いかに魅力ある事業を展開するかが重要であると考えます。

プロジェクト8がこの町のコミュニティ形成に大きく貢献している団体であることは十分認識しており、今後も必要な支援は継続してまいりたいと思います。

2番 小柳 聡

まずはそのいろんなお言葉をいただきました。町の子どもたちに大人の姿を見せるといったところも、本当に狙っているところでもあると思いますので、そういったところも評価いただけてるといったところに嬉しさも感じました。

ただ、今イベントを大きくすることはということもいただきましたけども、今はちょっと課題としてイベントの規模が現状の団体の人数も含めてですけども、団体の努力で補えるポテンシャルを、ちょっと超えてきているのかなといったところもありまして今回取り上げさせていただきました。

私としてはこういった内示をしていただくのが私の本意であって、支援の形といったものもどんなことが出来るのかといった意味も含めて、相談体制を取っていただければというところで、相談をさせていただきました。

ちょっと最後にまとめてお伺いしますけども、ちょっと一例を出しますと近隣町村で

例えば花火を上げる場合には、ほとんどの自治体が町の事業として実施しております。
例えば、五城目町はきゃどっこ祭り、井川町はさくら祭り、三種町はサンドクラフトと森岳温泉祭りの2つの事業、大潟村にちょっとお伺いしたらここ数年はコロナ禍ということで、代替えイベントとして花火を自治体がメインとなって上げている、といったこともあるそうです。そういった視点で考えても八郎潟には一夜市があるといったところが、それは花火だけに限らずそう思っていただけはいいんですけども、そういった花火大会みたいな側面を一夜市が保管出来てるのではないかと思いますので、そういった事実も認識していただいた上で、相談体制を取っていただきたいと思いますが、それに関してはいかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 近隣住民からの騒音に対する苦情も少なからず上がっており、イベントの開催場所や花火の打ち上げ場所、駐車場の警備体制等も含めて、町としてもさらに多くの町民に喜ばれるイベントとなるよう、相談があればいつでも応じる用意は出来ております。
プロジェクト8の皆様におかれましては、引き続き若者ならではの視点と発想を存分に発揮され、この町の活力と魅力の向上のために意欲的に活動していただければと思っております。

2番 小柳 聡 はい、有難うございます。これはまず私というよりは相談があれば応じていただけるといったところも、町の任意団体に近い関係になっていけば、それはそれでいいと思いますので是非、ご検討というよりはよろしくお願いいたします。
では次の質問に入っていきます。ふるさと納税の返礼品開拓は、という質問でございます。過去にも再三ふるさと納税の話題を取り上げておりますが、今回も視点を変えて質問をさせていただきたいと思っております。
私自身がこのふるさと納税の話題を、何故ここまで取り上げるかと言いますと、自治体として稼ぐ力を創意工夫によって上げられる可能性を秘めているからであります。
日本全国の市町村と単純比較するならば、規模も含めて産業が乏しいと言わざるを得ませんが、最低限の返礼品と情報発信の努力、また応援したいと思われる魅力のある自治体と周りに感じていただけるならば、勝負出来るカテゴリーは少しずつ上がっていくものと信じております。
今年度はポータルサイトを増やすことや返礼品等に関する運営代行業務を委託することによって、変化がどのようにあるのかといったところを、楽しみにしているところではありませんけれども、まず最初に上半期の実績を昨年と比較してお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 昨年4月から7月までのふるさと納税に申し込みした方は50人、金額にして285千円でありました。これに対し、今年度は申し込みした人が50人、金額にして295千円となっており、昨年度とほとんど同じような実績となっております。
この状況につきましては、追加したポータルサイト「楽天ふるさと納税」が5月から本格的に始動しているものの、期間がまだ経っていないこともあり、大きな変化には結びついていないものと考えております。

2番 小柳 聡 想像以上に同じような数字でびっくりしました。楽天のサイトは増えたんですけども返礼品が今現在全く増えていないので、サイトが2つに増えたことは当事者としては伝わるんですけども、ページ事態の印象も大きく変わらないので、まだ真新しさも実感できないといったところであると思っております。
もうすぐ年度を折り返す時期に差し掛かるので、現状ではアイテムが増えていないということで、返礼品の開拓がどのように進んでいるのかというところが見えてきておりません。
そこで、今現在の返礼品開拓に向けた動き・進行状況等があればお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 新たな返礼品の開拓につきましては、今いくつかの商品を考えており、関係事業者と折衝中のものもあります。いずれの商品も返礼品となった場合、継続的な納品が可能であるか、あるいは商品に見合った寄付金額の設定が返礼品として受け入れられるものなのか、などといった内容について今後詰めていく必要があります。
また、現在の返礼品についても各事業者と協議を進め、これまでの数量の見直しを行い、バック数を増やして寄附者の選択肢を広げた返礼品もごございます。

2番 小柳 聡 まずいくつかは折衝中だということで、ちょっとこれお伺いしますけれども、まず返礼品にも加わられるよといったところが、一番早くてどの位を目標に目指せるかといったところをもし分かればお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 質問にお答えいたします。いつ頃という目途ははっきりした数字で表すことは出来ません。

2番 小柳 聡 まずちょっと、はい分かりました。ただせっかく今年度いろいろその予算が返礼品業者とも生まれてきたので、早期にいくらかでも新しいものを紹介出来るようにしていただければと思います。

参考までにまず運営代行業者に対して、事業者の情報がどこまで共有されているのかといったところをお伺いしたいと思いますけども、例えばお店の業種であったり、主な取扱い商品であったり、そういったところがどこまで共有されているのかという点をお伺いします。

町長 畠山菊夫 町内の事業者リストは、運行代行業者と共有しております。各事業者の情報については、定期的に打合せを実施しておる状態です。

2番 小柳 聡 実際にもうちょっと、こういった物もあるよといった物をもうちょっと細分化して掘り下げていくと、多分こんなことも出来るんじゃないかといったことも増えると思うので、是非もうちょっと密な情報共有をしていただきたいと思います。

参考まで私が把握しているところで、食品加工の会社が今年度登録されました。ふるさと納税に関しては、ちょっと今試作品を作っているという段階ではありますけども、そういったお店も掲載に至る条件面等も共有していただければ、参入しやすくなると思いますので、そういったところも含めてお願いしたいと思います。

また、返礼品が増えたらしっかり SNS で告知をして頂きたいと思っておりますけども、これは前もお伺いしてはおりますけども、改めて答弁をお伺いします。

町長 畠山菊夫 現在、町の公式 SNS はフェイスブックのみであります。今後は新たな SNS 運用方針を定める予定で進めており、充実した情報発信の更新には今後努めて参ります。

2番 小柳 聡 新しい返礼品が増えたらその商品を SNS でピックアップするといったことは、是非やっていただきたいと思います。ふるさと納税に限らずですね、私 6 月議会でも SNS の発信の必要性を訴えたんですけども、その後中々更新されることが少なく、ニャンパチのツイッターが盆踊りの時に 2 回更新された位でございまして、八郎潟町の発信というものが提言した 6 月議会以降に更新が少なかったことは、大きな行事も多かっただけに、少し残念に映りましたので是非またここでも改めてお願いをしますので、SNS の発信を大事にいただきたいと思います。

じゃあ次の話題に入ります。物価高による給食への影響はというタイトルでございまして。新型コロナによる経済への影響が続く中、ウクライナ関連で原油高にも歯止めがかからず食料品や日用品の値上げが相次いでおります。

小麦はもちろん調味料一つをとっても物価上昇を店頭から感じるが増えました。

当町としては給食費を全額助成しており、一般的な保護者目線では給食費に対する価格設定への関心は低いかもしれませんが、献立の工夫等で現状の単価、小学校 283 円 中学校 335 円に合わせるのが困難になってくるのではないかと危惧しております。

物価高が進んでいる現状で、今後どのように対応していくのかお伺いしたいと思います。

まず最初に、原材料費高騰による現状の給食への影響は、といったところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問のお答えいたします。現在のところ影響はございません。簡単ですいません。

2番 小柳 聡 ご答弁有難うございます。9月、特に10月が値上げが一気に加速するものと報道等も含めて、私自身も感じております。

9月、10月の値上げに対する見通しというものはあるのでしょうか。

教育長 江島廣 今のところは間に合いそうな感じでございます。

- 2番 小柳 聡 間に合いそうだといいたところで、これは量や質の低下を招くことなく、献立の工夫だけで栄養の担保は取れるのか、といいたところをお伺いしたいと思います。
- 教育長 江島廣 ご質問にお答えします。給食管理システム、「カロリーメイク」という献立作成時に利用するソフトによりまして、毎日の献立については必要な栄養価を学年ごとに確認しながら進めておりますので、問題ないと思っております。
- 2番 小柳 聡 じゃあちょっと視点を変えて、今のところ現状では献立の変更、例えば材料の変更、タマネギが高くなったので他の野菜に変えるなど、そういったこともないままという認識でよろしいでしょうか。
- 教育長 江島廣 質問にお答えいたします。献立の計画につきましては、もう一か月前から使う材料その他を決定しておりますので、今のところは間に合っているという状態でございます。
- 2番 小柳 聡 大丈夫といいたところであれば、私も安心するところではございます。じゃあちなみに他の自治体なんかを見ますと、原材料費高騰分を地方創生臨時交付金で対応する自治体もございますけども、今のところはそういったことがないということで、質問しておりますので検討したことはあるのかお伺いしたいと思います。
- 教育長 江島廣 ご質問にお答えします。委員会としても懸案事項として捉え、6月頃から栄養教諭と連絡を取り合いながら進めてきております。
今のところ値上げをしなくとも大丈夫だという回答をいただいております。従いまして検討はしておりません。
- 2番 小柳 聡 値上げしなくても大丈夫というまず嬉しいお言葉なのでしょうか。まずコンビニ弁当や外食に関しては、私の肌感覚なんですけども大部値上げしてる中で、給食費がまったく大丈夫ということで、なる程そうなんですけどねというところになりますけども、単価設定じゃあ最後にお伺いしますけども、カロリーメイクといいたところで栄養価も足りてるんだということもありますけども、値上げに対してちゃんと栄養が足りるように単価設定の見直し等も検討してはいかがでしょうか、といいた質問を最後にさせていただきたいと思っております。
- 教育長 江島廣 質問にお答えいたします。現段階で単価の見直しはしませんが、今後の物価の動きを注視しながら対応していきたいと思っております。
議員さんが心配されるような他の自治体の交付金使用なども言われておりますけどもうちの方の給食費は、中学校の方では上から3番目の値段です。小学校の方は10番目位の段の方にあります。他の自治体はそれよりも単価が低いところは、値上げにというような考えになってますけども、先程から申し上げましたように、現段階ではここ間に合いそうだと、ただ先程も申し上げましたように、今後、急に上がったいろいろなことがあればですね、注視しながら進めていきたいなどは思っております。以上です。
- 2番 小柳 聡 ご答弁有難うございました。私としては子ども達がしっかりとした栄養補給ができ、まず無理がないようにしていただきたい、というのが今回の質問の本意でございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。
それでは私の今回の一般質問はこれで終了したいと思います。有難うございました。
- 議長 伊藤秋雄 これにて、2番 小柳聡君の一般質問を終了いたします。
暫時休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)
- 議長 伊藤秋雄 再開いたします。これにて昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
私の方で賢子さんの容態見てやりたいと思っております。
(休 憩)
(再 開)
- 議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き、再開いたします。
4番 北嶋賢子君から体調不良により、午後から欠席の申し出がありましたので、議会議事規則第61条第4項の規定により、一般質問は効力を失いましたのでご報告いたします。

次に、11番 柳田裕平君の一般質問を行います。11番 柳田裕平君。

- 11番 柳田裕平 柳田裕平でございます。どうかよろしくお願ひいたします。
- それでは質問に入ります。私の今回の質問は表題で一つだけでございます。表題は町内の区域制について、3項目に分けて質問をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。それでは質問に入ります。
- 4月22日に行われた令和4年度町内会長会議の内容が、町広報6月号で取り上げられておりました。
- その会議での町内会側からの発言と思われませんが、最近では世帯及び人口の減少は如実に表れており、そのため体育関係行事、子供会等の集団的な行事への参加が困難となる事態になっております。
- このようなことから、町内会制の再編が必要な時期に達していると感じているので、ご検討をお願いしますとの発言であったようです。
- それに対して町当局からは、平成29年に実施した町内会へのアンケート調査の結果を引用して、見直しが必要でないと答えた町内会が56%、これは15町内会でございます。
- 見直しが必要とした町内会の44%、これは12の町内会でございます、を上回っていたことを挙げていたようです。
- そして現状を良いとする町内会もある中で、町が主導して再編を進めることについては難しいとの答弁であったようです。
- 昭和30年の町村合併からの長きに渡る町内会制ですので、いろんな問題点が出てくるのは当然のことです。
- 円滑な行政運営の柱となるべき町内会制ですが、高齢化による世帯数や人口の減少などでいろんな面で格差が広がってきているのも現実であります。
- 浦大町町内会のように同地域内の併合とは条件が違うわけで、個々の町内会同志が話し合っただけで簡単に決まるような事案でもないと思われまして。
- まずは、町当局として町内会制の十分な現状把握に努める、そして短期的な対応策と中長期的な施策を検討する体制を整える必要があると考えますがどうでしょうか。
- そこで質問に入ります。1番 何故、町主導での取り組みは難しいのでしょうか。
- 町政運営のためには必要不可欠な町内会制であります。町内会制を継続させるための重要な事案を、「見直しが必要でない」と「見直しが必要である」の伯仲したアンケート調査結果から多数の論理だけで決めたのであれば、いかななものでしょうか。
- それとも、町当局としては他にも幾つかの問題点があったということでしょうか。そうだとすれば、町民に対しては丁寧な説明が必要であると思えます。
- 確かに「必要である」と「必要でない」の両立は中々難しいかもしれません。
- 行政運営の立場からすれば、双方から理解を得られるような将来を見据えた妥協案を町主導で検討するのが先決であったと考えますがどうでしょうか。町当局の見解をお願ひいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

- 町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問の答えいたします。
- 本町の町内会は、地理的・歴史的な背景により、世帯数が20世帯未満から200世帯を超える32の町内会がありますが、小規模な町内会を中心に役員の担い手不足や町内会活動に悩みを抱えている実情については承知しております。
- しかしながら、合併を検討する際は、合併する町内会同志の同意が大前提となることから、近隣町内会との交流や住民同士が良好な関係を築けているかなどといった町当局では知り得ないお互いの関係性が重要と考えております。
- 合併協議を進めるにあたり、例えば会費の擦り合わせや様々なルール作りを決めるにしても意見が対立することは十分に考えられると思われまして。
- このようなことから、町当局が主導して機械的に合併を進めるのではなく、町内会同志の関係性を重視して進めるべきであると考えて、このような経緯になっております。

- 11番 柳田裕平 それで私、町内会というのはある程度、世帯数とか人口とかそういうのが影響しますので、当局にお願ひして事前に町の世帯数・人口の一覧を出していただきましたので、それを見た私の考えをちょっと言わせてもらいますが、世帯数が全体で平成29年度と令和4年度、この5年間隔のあれで調べてもらいましたので、どれ位違ってきているのかということでございます。
- 平成29年度世帯数2,481世帯、令和4年度今年ですが2,453世帯、28世帯の増加でございます。それから人口ですが平成29年度6,073人、今年度が5,45

7人、これは5年間で616人の減でございます。

それから70歳以上の高齢者の人口を調べてもらいました。平成29年度が1,687人、令和4年度が1,897人、これはプラス210人でございます。

それから高齢化率というのも調べていただきました。平成29年度が27.8%、令和4年度が34.8%、それからわが町の町内会別の世帯数を拾ってみました。浦大町は3区が一つになりましたのでこれは一つに数えております。

200世帯以上が1町内、1でございます。100世帯以上が5町内、それから70から100世帯が7町内、60から69世帯が6町内、50から59世帯が6町内、50世帯以下が10町内ということで、私の考えでは50世帯以下、それから50世帯代、60世帯代、この3つについては68.6%という半分以上の割合を占めておまして、70歳代以上の町内会は全部で34世帯近くになっております。

従ってやはりこの数字を見ても、高齢化というのが5年間ですがやっぱり思った以上に進んできているのかなと考えております。

そこで関連して質問なんです、以前、町長は見直しが必要でない、それから見直しが必要である、このアンケート調査結果を受けて切実深刻な問題として受け止めている町内会があることは、認識していると申しておりました。

そしてまた行政と町内会の在り方については、町内会と相談しながら対応して行くと言われておりました。

私は町と町内会は常に一体となって行かなければならないと考えております。町の将来を見据えた新しい町内会体制は、町主導では難しいではなく、町主導でこの事案に本格的に取り組みます、と言うべきであったと思いますがどうでしょうか。

今一度、町長の答弁をお願いいたします。

町長 畠山菊夫 これまでも庁舎内でいろいろ議論してきました。それでこう町主導でやった場合に、順調に活動を運営している町内会から、どのような反応があるのかということが一番心配されます。

これまでは私としては、本当に町内会を維持できなくなった場合には町も本当に相談に乗りながら、どの町内会と合併すればいいのかということ、同じ町内会の中でも考えて行かなければなとは思っております。

ただ町主導で今、こことここ、こことここというような再編を決めつけるのは、なかなか町としては出来ないことをご理解して頂ければなと思っております。

11番 柳田裕平 確かに町主導では大変でございます。ただ町内会同士でという形であればそれ以上に大変でございます、大変というよりなかなか出来ないと思います。町内会同士で話し合っただけで一つになるということは、隣の1区と2区が一つになりましようって言うても、必ず町内会の中では反対・良いというのは意見が分かりますこれは、と思います私は。

だからやはりそういうことを考えれば、大変な問題です事案ですので、最終的には町主導ということで、そこら辺は町も知恵を絞ってうまくまとまるような方向で、何年かは掛かるでしょう。

そういう方向で進めていただけないかな、ということで質問させていただいております。

2つ目の項目ですが、第6次基本計画・実施計画の協議ではどのように、ということでございます。この町内会制の再編については、私も過去に何度か一般質問で取り上げたことがあります。

その時の町長の答弁では、平成28年度からの第6次基本計画の策定協議の中で、これからの在り方を検討すべきであると考えている、また第6次実施計画に町内会組織の再編事業を載せて、今後どうあるべきか検討して参りますとも言われておりました。

それと、第6次基本構想・基本計画の中でも、町民と行政が協働してのまちづくりのためにも、町内会の活性化を図る支援が必要であると言われておりました。

そこでお伺いいたします。第6次基本計画の策定と第6次実施計画を検討された過程では、この事案についてはどのように話し合われて、どのような実施計画になっているのでしょうかお伺いします。

町長 畠山菊夫 総合計画の基本目標の一つに、ともに築く連携と協働のまちづくりを掲げており、町民参画による地域の活性化を図るため、町内会やボランティア団体・NPO法人など各種住民団体の活性化支援を促進し、自主的・主体的な運営を推進するとして計画されております。

また、基本計画に示す施策の方向を受けて、各担当課が具体的な事業として計画する実施計画には、行政区域等再編事業が掲げられ、町内会組織の在り方等に関するアンケート調査の実施に至っております。

非常にこう計画を作る皆さんも、答えが出てないのが現状であると思っております。

- 11番 柳田裕平 基本計画・実施計画が進行中ではありますが、この町内会の在り方については、どうなっているのかなかなか見えてこない、というのが町民から見ての感じ方だと思います。
町内会長会議でも検討していただきたいとなったのは、そう言うことからじゃないでしょうか。姿が見えないということで、こういう質問が出たと思います。
そう言うことで一番心配なのは、やはりいつまでも頑張って我慢すればいいのかという町民側だと私は思っているんですが、この点は町長どういう風に考えておりますか。

町長 畠山菊夫 各町内会がいろんな課題があると思います。その中でも町内会の皆さんがどうしたら今の維持をして行けるかどうか、ということもお互いに真剣に話し合われていると思います。
ただ先程も言いましたけども、なかなか町主導でやるとなると、なかなか良い案が浮かばなくて、今の現状に至っているような現状でございます。本当に答弁になっていないかもしれませんけども、本当に申し訳なく思っております。

- 11番 柳田裕平 それでは次の3番に入ります。新たに調査特別懇談会を設置してはどうか、前の調査特別懇談会では、地域に合う名称を使ってはどうかという答申があったようです。
失礼しましたちょっと今間違いました。
平成3年から4年にかけて開かれた行政区調査懇談会の答申では、1行政区当たりの戸数は50戸から70戸が適当、名称は地域に合ったのが望ましいとの答申があったようです。
今から30年程前の答申ですので、現在の状況とは大分違いがあるものと思われまます。出来れば早急な対応で、新たな行政区調査特別懇談会のようなものを設置して、検討する必要があると私は考えますがどうでしょうか。
町民の代表と学識者などで構成して、将来を見据えた改善策の検討に入る考えはないのでしょうか。難しいとは思いますがお答え願います。

町長 畠山菊夫 合併する町内会同士の同意が前提でありますけども、お互いの関係性が重要でありますので、基本的には町内会同士で親睦を深めるなどして地域の盛り上げを時間をかけてでも、慎重に進めていく必要があるかと思えます。
このようなことから懇談会といいますか、来年度の町内会長会議の中で、町内会の合併について町内会の議題として、そして取り上げて行って話し合いをしたいと思っております。
今後、各町内会の総会などで十分に検討していただけるよう、そのことについても周知して、そして来年度の町内会長会議の中で議題として、先程も言いましたように取り上げてお話しして行きたいなどは思っております。

- 11番 柳田裕平 今、町長が言われたように来年度の町内会長会議で、議題として取り組んでいただきたいと思えます。その結果をまた行政として適正な判断をして、この先々のことを進めていただきたいと思えます。
ただ一つだけ注釈ですが、前の特別懇談会では、地域に合う名称を使うというようなことが、答申の中にあっただようでございますので、今のこの区制では私もさっきの表を見たんですが、やはりこう順家並みになっていないような感じなんですね。
1区・2区から28区、それから昼根下そこら辺が飛んで歩いてるようなところもありますので、やはりちょっと町民から見れば、もっとすっきりしたような地域の名前を入れるとか、そういう感じの事を私はその議題の中にも入れて考えて見たらどうかなという風に思いますが、一つ検討していただきたいと思えます。と言うことを申し上げて質問を終わります。

議長 伊藤秋雄 答弁いいですか、はい。
これにて、11番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
次に、9番 金一義君の一般質問を行います。9番 金一義君。

- 9番 金 一義 じゃあよろしくお願ひします。
質問ですけども、6月にも質問触れさせていただきましたけれども、脱酸素社会構造構築事業についてということで質問させていただきます。
まず最初に質問1の方で、「旧八郎瀉小学校敷地に、イチゴ栽培にもみ殻ボイラー使用について」という題でございます。
先の6月議会でもこの問題を質問しましたが、もみ殻の燃焼時に対して焼却灰中に生

成される結晶性シリカによる、肺がん発症のリスクや、スス排出などの問題が指摘されており、国内でのみ殻焼却炉の開発は進んでいない状況であるとあります。

6月議会でこの質問に対する答弁では、本事業は国が定める脱炭素社会持続可能社会の実現に向けてとの言葉がありました。事業を展開するこの場所のすぐ近くには小中学校があります。

また住宅街も迫っております。ここに我々町民の健康を害してまでも、この計画を遂行されるのか、焼却されるもみ殻の消費量は6ヶ月間で280トンです。

毎日の焼却炉からの排出される廃棄物を考えると恐ろしくなります。またダイオキシン類対策特別措置法などの関連法令を遵守した上で、民間事業者が事業を実施していくことが必須とありますが、措置法の第何条を想定しているのかも示してください。

町民が常により良い環境で住めるように配慮するのが行政の仕事であると思いますが今の町の考えは、住民が公害にさらされることも考えず、今回の政策を進めることなのか、今一度お伺いします。よろしくお願ひします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。
バイオマスを燃料とする形で最も事例の多い木質バイオマス関連の導入においては、ダイオキシン類対策を含めた各種法令等を考慮し、周辺環境への影響がないことを確認した上で、事業が実施されています。
もみ殻バイオマスの本格的なエネルギー利用は全国的にもまだ事例が少なく、実際に事業を実施することとなった場合は、木質バイオマス等類等、類似のエネルギー事業を参考に、法令に則り実施することとなります。
ご質問のダイオキシン類対策特別措置法を考慮するとした場合は、第4条及び第24条並びに第28条に則り、定期的な測定を行い、基準量を遵守することになると思われまふ。
なお、事業を実施することとなった場合は改めて専門家、事業者とも相談・確認の上、周辺環境には害を及ぼさない形といたします。

9番 金 一義 今回の答弁の中で、実施されている地域があるような答弁でありましたけども、その地域は把握されておりますでしょうか。

町長 畠山菊夫 県内では、三種町のユメロンでボイラーを導入しております。そしてまた大仙市南外地区で、恋ベリープロジェクトという所も使用しております。

9番 金 一義 それは6月議会でも答弁されてはいますが、結局私の方の町は、この通り先程申し上げました通り、この役場あってそれと隣に小中学校の併設校があって、住宅が周りに点在しております。もちろん、こっちに来るともうほとんど住宅街です。
それにもって、ユメロンとか、今大仙市の方はそういう場所ではないです。私も見に行っただけですけども。ユメロンさんは後ろの方でありましたし、要するに住宅街からちょっと離れている場所です。
私が言っているのは要するに、使っているその設置されている場所はあるんですけども、わが町のような条件下で設置されている場所があるかっていうことを聞いている話であって、ほとんどは郊外の形であります。
もちろん、作物を作成する場合はほとんどハウス作る場合も、畑作とかっていうのは郊外です。住宅街の中にそういう場所があるというのは、まずほとんどないじゃないでしょうか。
そこら辺をもって、私は今の質問を再度させていただいているんですけども、そこら辺の考え方を、それはあそこにある、ここにあるという物は分かりますよ。
けども、何度も言いますが、この町の真ん中、中心部でこういうものを果たして適正かどうかということ、もう一度考えてみたらどうかということをお話している訳でそこら辺をもう一度お願ひします。

町長 畠山菊夫 ユメロンの場合も温泉客が来る所です。そのクリアできない機械の運転を、住宅以外で使用することは町では許可することはありません、ということをお願ひいたします。

9番 金 一義 そうすればこの施策を一つもそういうことを書いてないじゃないですか、この報告書の中には。要するにクリアできない云々、最初からじゃあこういうことをこの疑心暗鬼になるようなこと、こういうものを報告書にまとめておくこと自体がちょっと

疑問を感じます。そこら辺をちょっと。

- 町長 畠山菊夫 クリアできない機械を使うことはないと思っております。公募をかける場合ですね、そう思っております。
- 9番 金 一義 これは前にも話したけど、大潟村のもみ殻の資料なんですけども、結局ちょっと読ませていただきますけども。
「もみ殻ボイラーを利用した熱利用の事例は全国的に存在しますが、もみ殻の高温燃焼で発生する発がん性物質である、結晶性シリカの発生が懸念されており、当該物質を抑制できる機器の選定が必要になります。」と「本村で使用するもみ殻ボイラーの機器の選定にあたり、平成30年1月の本村のもみ殻を、本村と友好関係にあるデンマークに送り燃焼試験を行いました。シリカの発生の有無を確認するためです。
しかし、灰に結晶化シリカが含まれたことから、燃焼温度の問題が明るみになりました云々」これは大潟村の、町長さんも分かる通り、こういう形で報告されておる訳ですよ。
そこら辺を我々懸念をしながら、有毒性のあるそのものが、前にも話したように要するにシリカが出るっていうことは、400°C位の燃焼をしないとシリカは出ると。800°Cからなると窯に灰が付きやすくなって、なかなか燃焼が悪くなると、そういうようなデータがあります。
そうすると要するに、こういう事例があるにも関わらず、まずね。そこまで踏み込んだ次にも入ってくるんですけども、考え方をまだ持っているかどうかなんですよ。
一応、見直しのゼロにして新たな感覚でこの作業に入っていく方向性がないのかどうか、そこら辺聞いています。
- 町長 畠山菊夫 ダイオキシン類については800°C、これはもう何年も前から言われていることでこれはクリアできているものと思っております。
これまで空き校舎の利活用につきまして、議員の皆様には第2体育館を除いた空き校舎と周辺、公用地の有効活用として、バイオマスエネルギーの木質化、もみ殻化による熱利用事業を計画してきておりますので、コロナ禍の中で、事業者を応募しても手を挙げる事業者がおるかどうかが心配でございますけれども、このまま町では進めていきたいと思っております。
- 9番 金 一義 要するに、今町長さんがこの事業は進めていきたいとおっしゃいましたけども、こういうような不評があった場合、町そのものの発展性が見込まれますか。そこら辺、どういう形で考えてます。要するに町の真ん中に冬期間燠炭もみ殻をして、常に煙突4本から煙が出て臭いして、そういう形の中で住民が住みますか。
そこら辺、町長さん個人的な考えでどうです。
- 町長 畠山菊夫 クリアのできない機械を許可することは町としてありませんということは、前回の議会でも言いました。
- 9番 金 一義 そのクリアを誰が査定して、どういう形で安全性があるかということを実証する訳ですか。そのクリアです。
私もいろいろ調べているんですけど、なかなかそのクリアするボイラーというのはなかなか今の段階では厳しいということです。
ユメロンで使っている会社のやつも調べてみました。クリアというのはやっぱり煙突から煙が上がって、4本の煙突から煙が上がって280トンですよ。そのもみ殻を焼却して、そのもみ殻の臭いですね、焼却時の臭い。
それも風によってあっち行ったり、こっち行ったりする、その居住者の人方を考える場合、そこら辺まで考えるとなかなか踏み込めないと思いますけど、そこら辺町長さんは意地になって答えているようですけども、率直な感覚で。
- 町長 畠山菊夫 意地になっている訳ではなくて、議会の皆さんまでこれまでこういうふうな利活用をすることで、こういうふうな事業をやってきた経緯がございますので、例えば煙が出るかどうか私も実は見たことないものですから、イメージとしては湧かないんですけども害のあるものを使用許可することは、町ではないということを再度言っておきます。
- 9番 金 一義 害のないもの、害のあるものは許可しない。最初から害のあるという問題がありますので、最初から別の方向性を考えるような形で、と言うのはこの報告書できたからこっちの方ということでしょうけども、その時点において、もし駄目な場合はどうします？

どういう形で、取り止めということはあるんですか。

町長 畠山菊夫 言っている意味が分からない。

9番 金 一義 要するに、今まで話したように町長さん、まず害がないような形で捉えているようですよ。でも、おおまかにまず害があるんじゃないかというような一般論なんですよ。だから最初からもっとそういうものの一部でもわずかでもそういうことがあるっていうこと自体は、町の外れだったらいいですよ、堤防の近くだとか、ああいう所だったならそれは構わないと思いますけども。要するにこの場所において敵地なのかということなんですよ。それと前に灰とか焼却灰には水云々かけるとか何とか言っているんですけども、280トンもの物に対して、そうやって人件費かけてまでそういうこととして、その処理も甚大な労力だと思いますよ。そこら辺を考えるとやっぱりちょっと厳しいものじゃないかなと言うことで、今話しております。

町長 畠山菊夫 この事業の採択要件は、国の2050年までの脱炭素社会を見据えて、歳入導入目標を策定する事業であることが掲げられています。町の中心で事業化できることが画期的ということで、日本環境協会から採択されたのだと思っております。

9番 金 一義 採択する方も現地を踏んでおらないでしょうから、ただ文面でどうのこうのやってきた採択だと思います。これだけにじゃなくて、次の方に行きますけども、関連としてですね6月議会の質問に対しては、町長は次のような答弁がありました。今一度お聞きします。事業者の募集についてですけども、来年度から募集とあります。さらにこの事業は、これは町長の言葉ですけども、北海道から沖縄までありますけれども、実際やっている事業者というのはあまりないということで、5年位の中でできれば、というスパンで公募する、との答弁でありましたが、どのような募集要項の仕組みになっているかも、今一度お知らせ願えれば有難いです。今の段階では取り組むという事業者はおらないでしょうか。これはね、町長が答弁したのに対して、6月議会でこのように答弁している訳ですよ、私に対して。それに対して聞いておることで、答弁した中身は町長分かると思って、今聞いています。要するに募集してもなかなか見つからないんじゃないかと、さっきもちらっと話したけども、5年位のスパンで募集しますと、5年位のね。そういうスパンでもって募集しますと、募集したからすぐ見つかる訳じゃないでしょうからということで、こういう答弁してる訳ですよ。だからその中で募集の要項の仕組みね、どういう仕組みで募集するかという、その要項の中身教えていただければと。また今の段階でこの事業をやってみたいというのが、まるっきりないのか、それともいくらかそういうの町当局の方に聞こえてきているのか、そこらもあつたら教えていたたいと。

町長 畠山菊夫 この事業はもう3年位前から、環境省との事業などで採択しながらやっていますけれども、実際は前回も言いましたけども、なかなかコロナ禍の中で、実現に向かった自治体が少ないということは、お話しました。確かに今コロナ禍の中で、採算がどうなのかということを考えれば、非常に難しいとは思いますが。でもそうした中でもやっている所もありますし、これが数年で終わるものではなく、継続しながら募集をかけてやっていく自治体が多い中で、そういう答弁をしたつもりでございます。それで町がバイオマスボイラー等の設置主体となった場合の業者に関してですか？事業者の初期投資ということで、ご質問されているのでしょうか。

9番 金 一義 そうではない、この次です。

町長 畠山菊夫 そういうことでございます。

9番 金 一義 その次にあつたのが、公募がこれも町長の先回の話だから、よく聞いてください。公募したものが具現化されれば、さっきも話にありましたけれども、有識者会議とかありますが、この有識者というのはどういう方々を想定して、ここにこういう文字を載

せたものなのかお知らせ願えれば、これは文面でも書いてあります。この報告書の中に文言で載っています。

- 町長 畠山菊夫 有識者と言いますのは、例えば環境問題に詳しい方とかとなろうかと思えます。
- 9番 金 一義 そうすると町の方ではその目論見はまだない訳ですね、県内か、県外かそこら辺は。これはあくまでもボイラーの業者さんが連れて来るんじゃないでしょう。そこら辺ちょっと確認しています。
- 町長 畠山菊夫 公募して、県外になるか県内になるかは分かりませんが、ボイラーの方が連れてくるとかではないです。
- 9番 金 一義 公募ということも、これもちょっとおかしいんですけども、なかなか公募するにも問題があるでしょうから、県とかにお願いして、国とか県とかの方が学識のある方々になろうかと思えますけど、そういう形でいきますか、じゃないでしょう。公募ですか。
- 町長 畠山菊夫 今の、手を挙げる業者のことではないですよ。
- 9番 金 一義 そうではなくて、有識者です。
- 町長 畠山菊夫 有識者の場合は、町がこういう方々というのは。
- 9番 金 一義 だから、それを聞いている訳よ、どういう人方だか。
- 町長 畠山菊夫 もし公募があれば、そういう方々をどういう業者さんが手を挙げたことによっても違いますし、そうなれば町の方で有識者を公募して参ります。
- 9番 金 一義 まず大体分かりました。次の方へいきますけども、その中に、周辺住民への説明云々ということも謳っておりますね、町長さん。だからその周辺の住民というのは、ここら辺周辺でしょうから、その中でこの問題なんですけども。
反対意見が出た場合、町の対応はどうします？そこら辺をやっぱり、きちっと住民、一番住む人方が権利、権利がある訳ですから、その方々から反対意見が出た場合、町としてはどういう対応取ります。
それであくまでもこの事業を進めるという覚悟ですか？そこら辺。
- 町長 畠山菊夫 何遍も言いますが、使用できないものを許可することはできないということで、害のないものとして住民の皆様にはお勧め申します。
- 9番 金 一義 いやいや、それはそれで分かりますよ、そのものはね。けども、さっき言ったけども毎日朝起きてから煙が出てるとか、じゃあ煙の出ないものを設置する訳ですか、要するに田んぼでもみ殻を秋に焼いている方々たまに見受けられます。
あれだって離れてればもみ殻焼いているなって、臭いがすぐさま分かりますよ。
それだって、ここにそういうものを云々ではなくて、そこら辺をやっぱり住まいにされている住民の方々だって、やっぱりそういうの気にかかると思いますよ、公害、それも公害の一つな訳です。
それにもって、確証できるものを町としてはっきり煙も出さない、煙は地下に埋葬して云々とそういうもの場合は、それなりのあれでしょうけれども。
結局、煙突付けてそれも30m、50mの煙突だったらまだ分かりますよ。ボイラーの煙突で、大体あの位の3mか4m位でしょう長くても、高さが。
そうすると風の向きによっては、そのものがずっとあちこち歩く訳ですよ、そこら辺のものによって、やっぱり住民の方々はオール賛成ではないと思いますよ。
これはやっぱり一人でも反対の住民がおった場合は、町としてどう考えるかということ、それはそういうものを持ってこないというような言い方されてるけども、必ずしもそうではないと思いますよ。
必ず後から出てくることだから、そこら辺の考え方。
- 町長 畠山菊夫 ちょっとイメージが私湧かなくて、煙どうのこうのと言われても。
- 9番 金 一義 イメージが湧かないって、農家やってる人は皆分かりますよ。秋、もみ殻を田んぼで

焼いているでしょう、あれ。

町長 畠山菊夫 焼却炉によってまた違ってくると思って、私はそういうふうなイメージでおります。この事業は金さんにも「バイオマスエネルギーでやりますよ」ということは言ってきました。その時点で金さんも、そういうような発生するようなことは薄々感じていたとは思いますが、どのデータを見て、そうおっしゃっているのか分かりませんが、私のイメージとしては害のないものだと思っております。

9番 金 一義 そこら辺はそうするとあくまでも害がないというあれですので、また後でこの分については、詳細に調べて質問させていただきます。それと後、ここに8月18日、9月6日の2回に渡って、魁新聞に「CO2の出さない農業挑戦」との記事が掲載されております。これは町長見てると思いますけど。「脱炭素社会のイチゴ、ミニトマト栽培にアンモニアを燃料に発電としたハウス栽培に環境省の委託事業として、大仙市の秋田農販が取り組んでいる」とあります。「秋田農販は2013年の設立以来、冬場はもみ殻ボイラー、夏場は雪解け水を利用した冷房を使用し、トマト栽培をしてきたが、アンモニア燃料にしたら温度管理がしやすくなり、生産量も多く生育環境が改善された」とあります。脱炭素社会のためにもわが町でも考えてみてはいかがでしょうか、と言うことでこれは新聞、町長見ましたでしょ、これは魁です。ちょっとそこら辺。もみ殻、もみ殻ってそれはさっきからあれだけでも、こういう脱炭素、アンモニアを使うという、今こういうのがあるということで、やっぱりせっかくこういう事業を今計画しているんだから、こういう先のものにやっぱりシフトしていかないと、あくまでもということでなくて、それで今提案しているところなんですけど、そこら辺の考える余地はあるのか、ないのかそこら辺を教えてください。

町長 畠山菊夫 バイオマスによることはずっと言ってきております。その時点でアンモニアがあるのであればご提案していただければ、また日本総研の方もいろいろ研究の余地があったのかなとは思っております。資源がうちの方の町は少ない訳です。木質でやるにしても、今は五城目さんの方では木質バイオの方でいろいろ森林組合と協力しながらやる計画もあるようですけども、どうしてもうちの方の場合は、これまでも言ってきましたけども、資源がない訳でございます。その厄介なもみ殻を半年間でも熟利用できないかということで、今こういう事業に取り組んでおります。そのアンモニアが今何と言いますか、バイオマスの熟利用できますよという時に、そういうものが提案いただければ、先程も言いましたように、日本総研の方でもそういう研究はされたことと思っております。

9番 金 一義 その段階では私もあれだけでも、これ先月の新聞で載っておったんで、だからまだ遅くないと思いますよ、この計画はね。だからこれもやっぱり一つの今後のあれとして、このもみ殻だけじゃなくて、やっぱり時代の先端行く事業ですので、そういうのをやっぱりわが町に率先してやるべきじゃないかと、これだったら誰も文句言う筋合いもないみたいですので、そういう考え方にシフトしたらいかがかなということで、提案したところでございます。次に進みます。イチゴ栽培事業実現と課題解決の方向性について、ということでございます。報告書のページ71に次のような記述があります。「主要な課題として町としての関連施設、バイオマスボイラーハウスなどの設営の関与方法の検討がある、町が設置主体となることにより、補助率が上がるような場合には、町がより主体的に事業に関わっていくことが初期投資の低減につながり、事業者の積極的な応募が期待できる」と以上のような文面がありますが、この事業に関して町も主体的に参加して、公募を有利に進める動機になるような報告書の内容であります。この場合の文面通りに町も事業に出資する考えなのか。町もこの事業に出資することになり、将来的に経営が不安定になった場合は、町がその負債を背負うことになるが、町の考えはどうなっているか、また事業者選定の条件、公有地の賃貸料の価格の設定など、設定基準はどうなっているかも合わせてあったらお知らせいただければと思います。

町長 畠山菊夫 町はバイオマスボイラー等の設置をしたいとなった場合は、補助率が上がり、事業者の初期投資の低減につながるという報告ですが、町が設置主体になることは想定してお

りません。

町では旧夢プラン事業などで行っている補助金への協調助成を想定しております。

イチゴ栽培事業の実現に当たっては、次年度以降本事業において活用可能な補助金を踏まえて事業スキームを確定し、その内容を基にイチゴ栽培事業の整備、運営を実施する事業者を公募し、選定することになります。

事業のスキームの確定にあたっては、事業者選定の際に町として求める条件、例えばイチゴ以外の栽培を認めるかどうか、また事業者選定に当たっての条件、参加資格要件をどのように定めるか、賃料の価格をどう設定するか、金さんが言われた賃料の価格をどう設定するか、設定基準をどうするか等について、詳細に検討することになりますが、今のところ詳細については白紙の状態でございます。

9番 金 一義 そうすると、この文面は要するに我々から見ると、町も一緒にやるんじゃないかと、そういう捉え方のされる文面でございますよ、その文面。町長見てますか、この71ページの報告書にありますよ。

だから、こういう文面を総研さんに書かせて、こうやって聞くと、んでねとなるということは、やっぱり書く方にすれば、何でも都合のいいように書いてるんでしょけど、知らない我々だと、何、そうすると町も一緒にやるんじゃないかと、そういうことを想定します。

だけど今の答弁では違うんだと、だからそういう、やっぱりまず聞きますけど、じゃあこの文面を町としてちゃんと咀嚼しておりますか。その報告書の文面です。

これは町長個人の考えで結構ですよ。その文面になってますよ。私、その通り書いたんだから。議長、休憩しますか？休憩してください。

議長 伊藤秋雄 休憩します。

(休 憩)

(再 開)

議長 伊藤秋雄 再開いたします。はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 町は公社、それから共有地の賃貸により協力していくと、そのように私は考えております。

9番 金 一義 今の課長の考え方は、文面からすればそういう解釈ができないということで、私言っています。文面はやっぱり第三者から見れば、だから何故そういう文言にしたのかということを知っておる訳です、ね。

だから、やっぱり訂正するところは早めに訂正してということで、これは全然知らない人はああ、じゃあ町も一緒にやるんじゃないかということで聞けば、いやいや違う、町有地はどうかの云々と、それ一々ということになっちゃうでしょう。

私言うのはそうじゃなくて、こういう文面を作文書させたこと自体が、ちゃんと精査しているかということなんです。また次も出てきますけれどもね。

次、進みます。この文面の中で、県内バイオマス関連事業者のヒアリングを通じて、燃料、燃料製造装置の確保が可能な見込みとあり、事業の概要を固めることができたとあります。

ところで、業者は何という業者なのか、ということで私聞いてますけども、この文面の中でこういう文面があるんですよ。

産業課長 千田浩美 すいません。ちょっと今聞き逃しておりましたけれども、その他の課題についてという所の文面でございますか。

9番 金 一義 もう一度この報告書を精査して、その文面の齟齬のある所はやっぱりもう一度総研さんですか、この方々とやっぱりあれして、作り直さないかというところで、今提案しているところであります。

じゃあ次に3番目の方へ進みます。公有地・公共施設を中心とした町内農地を活用した太陽光発電の拡大についての質問をします。

公有地・公共施設を中心とした太陽光発電のPPA、電力販売契約事業について報告書では、公有地8,210㎡、太陽光を設置することで821,000kw/h、これは年間ですけども、の発電が可能とされています。

これは東北の平均世帯4,999kw/hを、これは環境省の平成29年のものを参考にするとこうなると、164世帯もの電力を賄うことが可能な量であります。

しかし、問題も多々あり、PPA事業とは電力販売契約モデルと言われ、土地を有して

いる者、この場合は町などがPPA事業者と契約することで、太陽光発電システム設備を初期費用ゼロで導入でき、メンテナンスもしてもらえ、契約期間が終わった後は設備を譲り受けられる制度とあります。

ここで質問ですが、町としてはこの報告書にありますように、PPA電力販売契約モデルを進めるのかどうかということでございます。

また報告書のページ47、基本モデルの構築の文面で、電力の需要家となる町の公共施設、町民事業者などに電力を販売できる事業体の存在が必要となるとありますが、この文面に記載してあるように、事業者の目安はありますか、も合わせて説明してください。お願いします。

町長 畠山菊夫 公有地・公共施設を中心とした町内農地を活用した太陽光発電事業の拡大、町としては報告書にあるPPAモデルを進める方針ではございます。
PPAモデルは環境省で発行しているパンフレットにもあるように、国が推奨している太陽光発電普及のための事業モデルでございます。
今回はあくまでも仮にPPAモデルで事業を行った場合は、どのような事業の形があり得るかの確認ということになります。
実施の有無は、もちろん実際の事業形態、事業者をどのように選定するのかと言った具体的なものは今のところは全て白紙の状態でございます。
それで金さんに、本当に大変申し訳なく思っていることは、この電力需要量の数値、これは誤っておりました。その通りでございます。今、年間のそれは完全にお詫びの上、訂正させていただきたいと思っております。
これはもう完全にあちら側の記載ミスでございます。

9番 金 一義 そういうこのモデルは、そういうことでこれから実際に入っていく場合、どうなるかということのようでございますけれども、そうすると事業者が、販売する事業者が必要になるということであるけれども、今のところは事業者の目安はないということで、ただということのようでございますけれども、いずれはこういう形で進めていきたいということの確認でよろしいですか。もう一度。

町長 畠山菊夫 その電力に関しては、実は町の方であまり依頼したものではありません。提出書類として説明ということで、それで電力の方を付け加えたということで、了解願いたいと思っております。

9番 金 一義 次の問題なんですけれども、これで町長がお話しました図表2-74の試算の前提条件の中で、市内電力使用量が3億4,658万4,000kw/h、この報告書がですよ、3億4,658万4,000kw/h、という数字になっておるんですけども、今初めてこっちに、私の机に上っているのを見たら、訂正したということでもありますけれども、そうするとこの訂正した数字なんですけれども、これはこの数字はどうやって出した訳なんです。そこを教えてください。

町長 畠山菊夫 これは環境省が公表しておりますけれども、うちの場合は年間2,063万8,323kw/h、というふうに数値が出ております。大変申し訳ございませんでした。

9番 金 一義 これも報告書の43ページに載っておるんですけども、わが町の場合は1世帯当たりの年間電力使用量は5,000kw/h、ということで、この設定すると書いてあるんですよ、町長。これに書いてあります。このページにね。
それで計算すると、うちの方の今の世帯数は2,453世帯、4月の段階でね、これから書いてあるのを算定すれば、1,226万5,000kw/h、年間の需要量です。
という形でこのものを書いてある数字でいけばですよ、この43ページに、見てますか課長。この報告書の43ページに1世帯当たりって書いてありますよな。
そうするとこれに対して、世帯数掛けていくんじゃないかと、そうするとこの市内電力需要量が出てくるんじゃないかということの計算なんですよ。
だからそこら辺、それともう一つね、さっき訂正したやつあれだけでもこれ、ずっとこれは20年までいってるんですけども、ずっと同じ数字なんですよ。
結局、市内電力需要量だから、世帯数が減れば需要量が減っていく訳ですよ。この数字が全然変わっていないということは、直されたものも全然変わってない訳です。だから、そこら辺の考え方がどうなのか。
要するに毎年同じ数字ではおかしいじゃないですか。町長、そこら辺おかしくないですか。やっぱり世帯数が減っていくんですから、町の世帯数減るって書いてあるでしょう。

20年間ずっと頭から同じ数字だということは、考え方がおかしいんじゃないかということで、その数字が間違っていることもあれなんだけど、一番大事なそこら辺が、やっぱり嘘くさいんじゃないかなということで、今話をしているんです。どうですか。

町長 畠山菊夫 おそらくこの想定されたことを書いていると思いますけども、これもおそらく世帯数が減ることを想定しないということは、ちょっと問い合わせます。

9番 金 一義 だから我々素人でも、町の要するに基本方針を見れば分かる訳ですよ。それは町長が作った表、我々見てるんですけども、何年に何戸、何年に人口何ぼっていう、世帯数がどんどん減っていつている訳ですよ。その前に43ページには、1世帯5,000キロ云々って書いてある訳ですよ、それを掛けるんじゃないかということで、今私話している訳で。そうするとこれはずっと20年まで同じ市内で需要量電力量が同じだということは、ちょっと違うんじゃないかと、そこら辺は調べてください。だからそこら辺を自分がこうやって話してないと、このものはそのまま生きていったと思う訳ですよ、この報告書がですよ。この報告書には、これも今あれでしょうけども、本事業の短期販売シェア1年から5年目が0.5%、本事業中の中期販売シェアが5年から10年が1%と云々とある、この数字がまた何だかっていうことが、ちょっと解せない訳ですよ、これは何のためにこういう数字を合わせて作っているのかっていうこと。この数字の意味分かりますか、課長、分かりますか？

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 すいません、後で問い合わせしておきます。

9番 金 一義 だからやっぱりこういうものを、まだまだこの表の中にある訳ですよ。この数字を課長な、どうやって出したかを、出し方をきちっとやっぱりあんた方聞かないと答弁に答えられませんよ。次に、収入の欄についてお聞きします。外部からの調達電力を24kw/h、で売ると言いますが、仕入れ先はどこを想定しているのか。支出のページを見ると、10円kw/h、で購入とありますが、売るのは24円で仕入れは10円ということなんですよ、だから逆さやを儲かるということなんですけども、その10円で購入するというのはどこから購入するの、また24円で売ってということは、だから10円の値段で仕入れるものが24円で買う事業所があるのかどうか。そこら辺、我々素人から言うと、そこら辺がちょっと疑問に感じますけども、そこら辺どうですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 電力卸売市場からの調達をイメージしておると思います。同市場における平均単価は現在は新型コロナウイルスやウクライナ情勢等によって高騰しておりますが、それ以前のレートは平均で1kw/h、当たり8円から10円、これで推移する年度が多かったことから、今回は当たり10円という設定としておるようです。

9番 金 一義 そこら辺はあれだけでも、結局は売る先が24円となっている訳です、この報告書だと。だからそこら辺もちょっと齟齬があるんじゃないかと。10円で買えるんですけども、そうやって24円で売れば、それはそれ位の逆さやがあって儲かるからいいんですけど。実際、今の町長の答弁にありますように、そういう価格帯の中で24円で販売出来る先があるかどうかってこと、この文面からすればですよ、この文面からすれば。そういう文面の中身なんですよ、だからそういうことを想定して書いているのか、ただお客さん喜ばせるようなために、こういうものを書いているのか、そこら辺の作文の作り方、ちょっと我々素人からするとちょっとおかしいんじゃないかと、そう思って今聞いているんですけども。

議長 伊藤秋雄 産業課長。

産業課長 千田浩美 この件も含めて、後で問い合わせしておきます。

- 9番 金 一義 まずそうすれば課長や、聞いたこと全て問い合わせれば、最初からやっぱりこういうもの来た時に、打ち合わせはしなかったものですか、そこら辺聞きますけどもどうですか？
- 産業課長 千田浩美 概要版での報告、打ち合わせはしております。ただし、こういう所まではやっておりませんでした。
- 9番 金 一義 概要版もこの報告書も同じものを作って、それはただあの時、先回の時は280トン、28トンにして書き間違えたって、町長さんは違うのは1カ所じゃないですか、俺に言ったんだけども。
今回はまるっきりこの数字が違うっていうことは、この報告書そのものがもう正解のものでないと思う訳ですよ。
もう一度やっぱりきちっとしたもので書き直して、訂正したものを作ってもらって、もう一度我々にきちっと示してほしいんですけども、そこら辺町長どうですか？
- 町長 畠山菊夫 先程も言いましたけど、太陽光発電普及については、町で委託したものではありませんでした。
ただ間違ったことについては、本当に私からもお詫び申し上げます。うちの町の方のシミュレーションではなくて、おそらくどこかの町のもの間違ったシミュレーションを掲載したものと思っております。本当に申し訳ございませんでした。
- 9番 金 一義 結局これも自分がまず変な話、こういう質問しますよということで挙げたから、今こういう形で出てきたと思うけども、これでいくと世帯数が6万何某の世帯数になっちゃう訳です、この前の32万キロ、前に載っているやつはね。
だからそれなりの大きな都市の人口の物をこれにただ乗っけて、コピーしたんじゃないかと、だから全然このものを作るためには精査してない訳ですよ。
結局、今やって初めて悪かったと、と言うことであればこのものに999万円もかけて、せっかく作ってもらったものが、今こうやって出さなければ、そのまま生きて通った訳だと思っただけです。
だからやっぱりもう一度間違ったものに対して、あれする訳じゃないけども、もう一度見直しして、町長、もう一度見直しして、総研さんに作り直してもらったものを我々議員にもう一度配布願うように、配布するように考えてはおりませんか？そこら辺。
- 町長 畠山菊夫 間違ったものに対しては、訂正をしながら、議員の皆様へ提出して参りたいと思っております。
- 9番 金 一義 時間になりましたけども、そこら辺の間違いのないような形で、行政をしてもらいたいと思っただけで、ここで時間なので終わります。
- 議長 伊藤秋雄 これにて、9番 金一義君の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終わります。
これより、第一委員会室において、決算特別委員会を開きたいと思っております。
最終日、9月16日は午後3時より本会議を行います。
本日の会議は、これをもって散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(閉会 14時55分)

令和4年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第10日目 令和4年9月16日(金)

- 議長 伊藤秋雄 ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
なお、3番 伊藤敦朗君から欠席の届けがありました。
これより、本日の会議を開会いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各委員会に付託された議案等について、各委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告を求めます。2番 小柳聡君。
- 総務産業常任委員長 小柳聡 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)
- 議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。5番 石井清人君。
- 教育民生常任委員長 石井清人 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)
- 議長 伊藤秋雄 これより各常任委員長報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、決算特別委員長 金一義君の報告を求めます。9番 金一義君。
- 決算特別委員長 金一義 (決算特別委員長報告 別紙報告書のとおり)
- 議長 伊藤秋雄 これにて決算特別委員会の報告を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、承認第5号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第3号)の専決処分承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。承認第5号について、委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、承認第5号は委員長報告のとおり承認されました。
次に、日程第3、議案第30号 八郎潟町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第30号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第31号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第31号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第32号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第32号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第33号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第33号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第34号 令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第34号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第35号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第35号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第36号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第36号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、議案第37号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第37号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。ただいまから、各会計の決算認定について採決に入りますので、渡邊代表監査委員か

ら出席をしていただきます。
暫時休憩いたします。

(休 憩)
(渡邊代表監査委員着席)
(再 開)

- 議長 伊藤秋雄 再開いたします。
次に、日程第11、認定第1号 令和3年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第1号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第12、認定第2号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第2号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第13、認定第3号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第3号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第14、認定第4号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第4号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第15、認定第5号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第5号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第16、認定第6号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第6号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。大変ご苦勞様でした。
暫時休憩いたします。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員退席)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 再開いたします。
次に、日程第17、議員派遣について、を議題といたします。
議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議会の議決が必要となります。
お諮りいたします。皆さんに配布した資料のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。従いまして議員派遣については、配布資料のとおり派遣することに決定いたしました。
次に、ただ今決定いたしました議員派遣について、今後変更を要する場合はその取扱いについて、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。よって議員派遣の内容に変更を要する場合は、議長に一任されました。
以上、今定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会9月定例会を閉会いたします
大変ご苦勞様でした。

(閉 会 午後3時34分)

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員

